平成22年第2回嵐山町議会定例会

議事日程(第4号)

6月9日(水)午前1

O時開議

日程第 1 報告第 1号 平成21年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告につ

いて

日程第 2 報告第 2号 平成21年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告 について

日程第 3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて (嵐山町税 条例の一

部を改正)

日程第 4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国 民健康保

険税条例の一部改正)

日程第 5 議案第30号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求

めることについて

日程第 6 議案第31号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部

を改正することについて

日程第 7 議案第32号 嵐山町職員の育児休業に関する条例の一部を改正 すること

について

日程第 8 議案第33号 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改 正するこ

とについて

日程第 9 議案第34号 平成22年度嵐山町一般会計補正予算(第1号) 議定につ

いて

日程第10 議案第35号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議定について

日程第11 議案第36号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について 日程第12 議案第37号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方 公共団体

の数の減少について

日程第13 議案第38号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公 共団体の

数の減少について

追加

日程第14 議員提出議案第4号 藤野幹男議長の不信任決議(案)について

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(12名)

1番 畠 山 美 幸 議員 2番 青 柳 賢 治 議員

3番 金 丸 友 章 議員 5番 吉 場 道 雄 議員

6番 柳 勝 次 議員 7番 河 井 勝 久 議員

9番 川 口 浩 史 議員 10番 清 水 正 之 議員

11番 安藤 欣男議員 12番 松本美子議員

13番 渋 谷 登美子 議員 14番 藤 野 幹 男 議員

○欠席議員(1名)

4番 長 島 邦 夫 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長 杉田 豊

書記 久保かおり

書 記 石橋正仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長

高 橋 兼 次 副 町 長

安藤 實総務課長

井 上 裕 美 政策経営課長

中 西 敏 雄 税 務 課 長

中 嶋 秀 雄 町 民 課 長

岩 澤 浩 子 健康福祉課長

簾 藤 賢 治 環境課長

新 井 益 男 産業振興課長

木 村 一 夫 企業支援課長

田 邊 淑 宏 都市整備課長

大 澤 雄 二 上下水道課長

田 幡 幸 信 会計管理者兼会計課長

加藤信幸教育長

小 林 一 好 教育委員会こども課長

大 塚 晃 教育委員会生涯学習課長

新 井 益 男 農業委員会事務局長

産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○**藤野幹男議長** 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第2回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第1、報告第1号 平成21年度嵐山町一般会計繰

越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○**岩澤 勝町長** 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成21年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成21年度に繰越明許費予算を設定をした児童福祉総事業、電算委託料ほか25件につきまして、平成22年度に繰り越したいので地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

[井上裕美政策経営課長登壇]

○井上裕美政策経営課長 それでは、ページをあけていただきまして、報告 第1号につきまして細部説明を申し上げます。

平成 21 年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。初めに、3款民生費2項児童福祉費児童福祉総務事業 423 万 9,000 円、翌

年度繰越額 423 万 9,000 円でございます。財源内訳につきましては、ご高 覧願いたいと思います。

次に、8款土木費1項道路橋梁費道路修繕事業、生活道路整備事業、 幹線道路整備事業の3事業7工事でございまして、合計いたしますと 5,521万円、翌年度繰越額5,493万8,000円でございまして、内訳はご らんいただいているとおりでございます。

次に、3項都市計画費武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業、都市計画業務事業、平沢土地区画整理事業の3事業で、合計いたしますと 6,247 万3,000 円、翌年度繰越額 5,510 万円でございます。

次に、9款消防費1項消防費防災行政無線施設整備管理事業、防災施 設整備事業の2事業で6,059万5,000円、翌年度繰越額6,059万 5,000円でございます。

3~4ページをお願いいたします。10 款教育費1項教育総務費理科教育 設備整備事業457万3,000円、翌年度繰越額457万3,000円でござい ます。1項小学校費小学校施設改修事業4工事で1,008万円、翌年度繰 越額1,008万円でございます。3項中学校費中学校施設改修事業3工事 で388万円、翌年度繰越額388万円、4項幼稚園費嵐山幼稚園改修事業 150万円、翌年度繰越額150万円、5項社会教育費仮称ふれあい交流セ ンター建設事業1,480万5,000円、翌年度繰越額1,480万5,000円、 合計でありますが、2億1,735万5,000円、翌年度繰越額2億971万円、 財源内訳でございますが、国県支出金7,078万2,000円、地方債8,000万円、一般財源 5,892万8,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありますか。

〔発言する人なし〕

○**藤野幹男議長** 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治 法施行令第 146 条第2項の規定による報告事項でありますので、これで終 わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○**藤野幹男議長** 日程第2、報告第2号 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成21年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。平成21年度に設定をした公共下水道関連配水管布設替え工事ほか2件について、平成22年度に繰り越したので地方公営

企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。 なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
大澤上下水道課長。

[大澤雄二上下水道課長登壇]

○**大澤雄二上下水道課長** それでは、報告第2号の細部説明をさせていた だきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書でございます。款項につきましては、3事業とも同じでございます。

なお、今回繰り越しを報告いたしますものは、工事が2件、委託が1件、 計3件でございます。

初めに工事でございますが、国道 254 号嵐山バイパス配水管布設工事、 予算計上額が764万8,200円、繰越額が794万8,200円でございます。 理由といたしましては、当初想定をしておりました工事箇所の土質が、当初 の予測と相違をしておったため施工方法等を変更せざるを得なくなり、工期 の延長が必要となったためでございます。なお、工期につきましては、7月 30 日でございます。

次に、同じく工事でございますが、公共下水道関連配水管布設替え工事

でございます。予算計上額が 730 万 8,000 円、繰越額が 730 万 8,000 円でございます。繰り越し理由といたしましては、関連する公共下水道工事の配水管布設後でないと工事に着手ができなかったため、年度内の完成が見込めないため、変更をしたものでございます。工期につきましては5月 31 日でございます。

次に、第3水源ポンプ設備等更新設計業務委託でございます。予算計上額が535万5,000円、繰越額が535万5,000円でございます。繰り越し理由といたしましては、現施設の把握及び詳細な設計を行うために、さらに時間を要することとなったためでございます。履行期限につきましては7月30日でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありますか。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営 企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第3、第28号議案 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○**岩澤 勝町長** 議案第 28 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 28 号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、地方自治法第 179 条第1項の規定により、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

[中西敏雄稅務課長登壇]

〇中西敏雄税務課長 それでは、議案第28号の専決処分について細部説明を申し上げます。お手元に配付してございます新旧対照表及び新旧対照表の後ろになりますけれども、2枚議案参考資料がついておりますのでご参照いただきたいと存じます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を 改正する法律、平成 22 年法律第4号が平成 22 年3月 31 日に公布され、 地方自治法第 179 条第1項の規定により同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

主な改正は、子ども手当の導入や高校の実質無料化等の給付に伴い、個人住民税における扶養控除の見直し、①としまして、年少扶養親族、15歳以下に係る扶養控除 33万円の廃止。②といたしまして、特定扶養親族のうち年齢 16歳以上 19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ分 12万円を廃止し、扶養控除の額を 45万円から 33万円とするものです。また、町たばこ税の引き上げ等、所要の措置を講じるものです。

第19条及び第31条の改正ですけれども、条文の整備をするものです。 これは地方税法の改正になります。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の改正、今回の改正で年少扶養控除、15歳以下になりますけれども、年少扶養控除が廃止になります。個人住民税については、非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。そこで、市町村は引き続き従来どおり扶養親族に関する情報を把握できるよう、扶養親族申告書並びに給与支払い報告書について、その記載事項及び様式の見直しを行うものです。なお、この改正は、平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用するものです。

36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告

書の改正、前条と同様になりますが、年少扶養控除の廃止に伴い、扶養親族申告書並びに公的年金等支払い報告書について、その記載事項及び様式の見直しを行うものです。なお、この改正も平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用するものです。

第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正、平成20年度税制改正において65歳未満の公的年金等に係る個人住民税は、普通徴収の方法によって徴収されることになり、新たに納税の手間が生じることとなりました。そこで、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、納税の便宜等を図る観点から、給与所得に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができるよう、徴収方法の見直しを行うものです。

第 45 条、第 48 条、第 50 条の改正は、条文を整備するものです。これ についても地方税法等の改正でございます。

第 54 条、固定資産税の納税義務者等の改正、地方開発事業団の廃止 に伴い、条文を整備するものです。

第 95 条、たばこ税の税率の改正、旧3級品以外の製造たばこの税率を引き上げるもので、1,000 本につき3,298 円を1,320 円引き上げ4,618 円とするもので、平成22年10月1日から適用するものです。大体1箱当たり110円から140円の値上げになり、1箱410円から440円になります。

附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例の改正、改正前の附則第

15 条を削除し、改正前の附則第 15 条の2を1条繰り上げ、附則第 15 条と するものです。

附則第 16 条の2、たばこ税の税率の特例の改正、旧3級品の製造たばこの税率を引き上げるもので、1,000 本につき 1,564 円を 626 円引き上げ 2,190 円とするもので、平成 22 年 10 月1日から適用するものです。旧3級品たばこというのは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、この商品が旧3級品たばことなります。

附則第 18 条の2の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の改正、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設で、金融所得課税一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置として、非課税口座において管理されている上場株式等について、毎年新規投資額で 100 万円を上限に 10 年以内に支払いを受けるべき配当等及び譲渡による譲渡益については、個人住民税を課さないこととしたものです。具体的には、平成 24 年から平成 26 年までの各年において設定された非課税口座、これは1人1年につき1口座に限られます。非課税口座について1区画べ一スで最大 300万円、100 万円掛ける3年間になります。最大 300 万円の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となります。

上場株式等に係る配当所得及び配当所得等については、現在 10%軽

減税率が適用されており、金融所得課税一本化を推進する観点から、平成 24年より20%の本則税率に戻すこととしていますが、本措置はこれに合わ せて導入されたものです。なお、この改正は平成25年度から適用するもの です。

附則第 18 条の4の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正及び附則第 18 条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例の改正、租税に関する国際標準に基づく課税当局間の効率的な情報交換の実施が可能となる改正が行われたことに伴い、条文を整備するものです。なお、附則については施行期日及び経過措置を規定したものです。

また、附則の施行期日第1条第5項中地方自治法の一部を改正する法律で、法律番号が空白となっております。これは現在国会において他の法律と一括審議中でありまして、法律番号が確立されていないためであります。こういう場合は、番号空白のまま専決議会承認をいただきまして、法律番号がわかった時点で加筆することでよいということになっております。よろしくお願いします。

以上、細部説明を終わります。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 子ども手当の支給によりまして、年少扶養控除が廃止になり、特定扶養控除の 12 万円が減額になるということで、この分は増税、実質増税になるわけですね。それで、子ども手当1万3,000円今年からもらえるわけですけれども、所得によって子ども手当より増税分のほうが多くなるという家庭が出てくることがあるのかどうか、その点伺いたいのと、例えば500万円の所特であれば、幾らぐらいの増税になってくるのか、300万、200万円ではどのくらいになるのか、もし計算がされているようでしたら伺いたいと思います。

それから、特定扶養控除、16歳から18歳、これは高校生の授業料の無償化ということであるわけですね。これこども課の課長に調べていただいたら、授業料は月9,900円だということであるわけです。1万2,000円が増税になるということですから、そのまま負担増というふうに見てよいのかどうか伺いたいというふうに思います。

それと、上場株式、これに関係する嵐山町民は何人くらいいるというふう に見ているのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

年少扶養控除の見直しによりまして 33 万円の控除がなくなると、それに

よりまして税はふえるわけですけれども、仮に夫婦、子供2人、これは子供さん2人というのは年少扶養の2人として、所得が500万円の家庭の場合を計算いたしますと、所得税が12万円ふえます。これ概算ですけれども、住民税においては6万6,000円ふえまして、足しますと18万6,000円、これが所得税と住民税合わせると概算でふえます。ただし、子供さん2人いますので、今年の場合1万3,000円1年分もらいますと31万2,000円、子ども手当のほうが31万2,000円になりますので、子ども手当のほうが多いと、さっき言いました18万6,000円というのは年間のふえる税額です。

あと 400 万円の場合は約 14 万 2,000 円ふえます。300 万円の場合は約 11 万 1,000 円ふえます。200 万円の世帯ですと 10 万 9,000 円、概算ですけれども、ふえますが、子ども手当のほうが 31 万 2,000 円ですので、子ども手当のほうが多いという形になります。

それと、特定扶養控除の関係ですけれども、16歳から18歳までの方ですけれども、単純に所得税の上乗せ分というのが25万円なくなります。住民税については上乗せ分12万円なくなるわけですけれども、単純に例えば所得税の税額の段階というのが5段階に分かれております。5%から40%、6段階です、6段階に分かれて5%から40%あります。例えば所得税が5%の方ですと、所得税が1万9,000円、住民税が、これは1人の計算です。1人の計算でやりますと、1人が所得税ですと1万9,000円、住民税が3万3,000円、合計5万2,000円の税がふえるような形になります。所得税が

10%の税率の方ですと所得税が3万8,000円、住民税が3万3,000円、 合計約7万1,000円税がふえるような、年間ですけれども、形になります。

ただ、普通扶養控除の部分というのは残りますので、所得税については 38万円の控除は残ります。住民税については 33万円の控除は残りますので、それと先ほど議員さんおっしゃいましたけれども、高校の授業料が月 9,900円、年間 11万8,800円ですか、なりますので、その分授業料のほうが多いという形になります。

大変申しわけないです。先ほど特定扶養の控除の額を年少扶養の控除と間違えたのでちょっと訂正します。もう一度申し上げます。所得税の5%の方が、所得税が1万2,500円、住民税が1万2,000円です。それで、合計が2万4,500円、それと所得税10%の方が、所得税が2万5,000円、住民税が1万2,000円、合計3万7,000円、この分が増税になるということです。先ほど申したのは年少扶養のところで読み上げてしまったので大変申しわけないです。

それと、上場株式等の関係ですけれども、これ特定口座というか、口座 でやっていますので、分離課税になりますので把握ができておりません。 以上です。

- ○藤野幹男議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) そうすると、子ども手当をもらったほうが、すべてに おいて有利だということが言えるわけですか。これは、子供の人数が例えば

1人でも4人でも5人でも、全部において有利になるということでよろしいので しょうか。その点をちょっと伺いたいのです。

それから、高校の無償化なのですが、高校に行っていればいいのですければも、これ無料化になりますから、無償ですから、行っていない人はどういうことになるのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 それでは、子ども手当の関係は子供さんがふえればふえるだけ多分子ども手当というのは出るわけです。

それと、きょうニュース等でやっていますけれども、その子ども手当が来 年度以降は満額支給になるかどうかというのは、ちょっと長妻厚生労働大 臣がきょうおっしゃっていました。

それと、高校に行っていない方ですけれども、高校に行っていない方は、 例えば働きに行っているともう扶養控除はとれないわけですから、対象には なってこないです。ただ、働いていない方は扶養にとれますけれども、高校 の無償化には高校行っていないわけですから、適用にならないですけれど も、その上乗せ分が控除にならないわけですから、少し増税の形になってく ると思います。普通の扶養に戻るわけですから、住民税と33万円の控除に なってしまいますので、増税にはなると思います。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。15歳以下の子供がいる場合は、すべてにおいて有利だと、高校生にいる子供も有利だと。ただし、こういう時代ですので、働きたいけれども、会社のほうで雇ってもらえないという子供もいると思うのです。そういう子供はそのまま増税になってくると、こういうことでよろしいわけですね。

そうすると、働く気がない子供は、これはしようがないです。ただ、働きたいのだが、働けないという人に対して増税になってしまうということに対して、 ちょっと町としては対策が必要ではないかなと。その子供に対して、何人もいないと思うのです、そんなに。税の減免を実施すべきだというふうに思うのですけれども、これちょっと町長に伺いたいと思います。

- ○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 当面は考えておりません。
- ○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今度の控除は恒久的なものですよね。先ほど課長が言われましたように、今度の控除の場合は子ども手当に充てるために、その財源としてするというふうな形で、控除の廃止の措置がとられたと思うのですけれども、そういう面では、けさもちょっとニュースで長妻さんの話出ていましたように、当初は2万 6,000 円を支給するという形であったのが、

1万 3,000 円の支給になっていくのではないかという話でありました。非常に子ども手当そのものが、税は恒久的なものであって、子ども手当そのものは、そういう形で状況によっては廃止せざるを得なくなるような状況にもなるのかなと。今の世論からすると、子ども手当よりも施設整備そのものに力を入れてほしいという声も上がってきているということになると、果たして子ども手当そのものが恒久的なものになっていくかどうかというのは全く未確定の部分があるのだ。そうなったときに、今の法律ですと、税だけは控除が残ってしまうという状況があり得ると思うのですけれども、その辺の見通しというのは、通達というのは来ているのでしょうか、来ていないのでしょうか、恐らく来ていないのでしょうけれども、それが1つ。

それと、今度の控除の場合は、結局控除後の所得そのものが上がるというふうになると思うのですけれども、例えば町が、所得控除が上がった所得によって影響するような、例えば保育料だとか、国保だとか、所得制限のある手当もありますよね。そういう部分の影響というのはどのくらい出てくるものなのでしょうか、わかりますか。

- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 通達については来ておりません。

それと、控除がなくなるために、所得は課税、所得から控除を引いた残りの額ですよね、そのことですよね。ただ、国保については所得のほうでとら えているので上がるということはありません。あとは、もろもろの手当のこと は、ちょっと私のほうでは把握していないのでわかりません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 保育料については、この控除後で査定するということになると、その段階が、階層が上がってくると思うのです。結局控除後の所得が、今度の控除の廃止によって控除後の所得が上がるわけです、廃止になるわけですから。控除後の給与所得が上がるということは、今までの階層よりも上がってくる人たちが出てくるという部分は、今度の税法の改正の中であるのでしょうか。

それと、例えば児童手当だとか、児童扶養手当だとか、そういったものについては国の所得制限がされていますよね。そういう手当について控除後の所得が上がるということによって、そういう手当に影響する部分が出てくる部分というのはあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

小林こども課長。

- ○小林一好教育委員会こども課長 ちょっと今手元に資料がないもんですから、ちょっと時間いただければというふうに思います。よろしくお願いします。○藤野幹男議長 では、暫時休憩いたします。
 - 休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時45分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの清水議員の質問に対して答弁をお願いいたします。 小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長** 大変貴重な時間を申しわけございませんでした。

それでは、まず保育料の関係につきましてお答えをさせていただきます。 保育料につきましては、4月から暫定ということで、本算定7月になってやる わけでございます。そういった意味では、厚労省等からまだ通知が来ており ませんので、何とも言えない部分もあるのですけれども、お尋ねのように従 前の関係で、今までどおりという形でやりますと、これは影響は出てくるとい うふうに考えております。

それから、続きまして児童手当ないし児童扶養手当、こちらについてもやはり鑑定所得、こういったものが上がってまいりますので、影響は出てくるかというふうに考えております。

以上です。

- ○藤野幹男議長 清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) ちょっと保育料の関係よくわからなかったのですけれども、そうすると保育料の場合はこの控除が実施をされると、階層が上がる人たちが出てくるということで、保育料そのものが高くなる人が出てくる

というふうにとらえていいのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 小林こども課長。
- ○小林一好教育委員会こども課長 まず、ご承知のように保育料につきましては、現在7階層でやっておりまして、その中で例えば第5階層ですと4万5,000 円以上 11 万5,000 円未満というふうな形であるわけですけれども、そういった中で計算をしてみないとわかりませんけれども、入っておりますと保育料は変わりませんけれども、その範囲を超えてきて、いわゆる4階層から5階層というふうにいった場合には、保育料が上がってくると。ですから、個々に計算してみないとわからないわけですけれども、そういう可能性はあるということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

柳勝次議員。

〇6番(柳 勝次議員) 先ほどの川口議員の質問の確認なのですけれども、 先ほどの子ども手当の関係、先ほどの例でいきますと夫婦2人で 500 万の 所得で、増税分が 18 万 6,000 円ですか、そして子ども手当が 31 万 2,000 円だからプラスになりますよというお話だったと思うのです。これは ふえればふえるほど、そのほうが有利ですよというのはわかるのですけれ ども、これ1人になった場合どういう計算になるのか具体的に教えてください。 以上です。

- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- 〇中西敏雄税務課長 単純に1人になった場合計算しますと、例えば 500万円のところですと 18 万 6,000 円の半分、9万 3,000 円ですか、概算ですけれども、そんな形になります。これはあくまでも2人分で計算してありますので、18 万 6,000 円となりますけれども、1人となりますと概算で半分で9万 3,000 円という形になります。

以上です。

- ○藤野幹男議長 柳勝次議員。
- ○6番(柳 勝次議員) 概算というのは信じてよろしいのでしょうか。
- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- 〇中西敏雄税務課長 大丈夫です。
- ○藤野幹男議長 ほかに。

第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) たばこ税のところをお聞きしたいと思いますけれど も、たばこ税は日本たばこと外国たばこがあるのですけれども、この対象に なるのは両方なのでしょうか、それとも日本たばこに限るのでしょうか。

それと、こちらの旧3級品の製造たばこの税率のほうなのですけれども、 先ほどわかばとかエコーという名前が出ましたけれども、1箱当たりどのくら いの値上がりになるのか教えていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それではお答えします。

たばこ税については、外国のたばこもこちらで販売しているのは、その税 率を使っていると思います。

それと、ちょっとエコーとかわかばとか、その辺の価格はちょっと私わからないので申しわけないです。

[何事か言う人あり]

- ○中西敏雄税務課長 190 円から 200 円ぐらいになると思います。 以上です。
- ○藤野幹男議長 第1番、畠山美幸議員。
- ○1番(畠山美幸議員) そうしましたら、では外国たばこも日本で売っていれば、これの対象ということでしたよね。そうしましたら両方値上がりになるわけですけれども、これだけの100円から110円の値上がりになりますと、町としてはどのくらいの影響があると思われますか。
- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 前回のときもちょっとお答えしたと思うのですが、 1,500万円ぐらいふえるかもわからないです。ただ、日本たばこ産業が予 測しているのは2割ぐらいは禁煙者がふえるのではないかなと予想している みたいなのですけれども、今のところ私のほうでは 1,400万から 1,500万 ぐらいはふえるのではないかなと予想しております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 28 号議案 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○藤野幹男議長 日程第4、第29号議案 専決処分の承認を求めることに
- ついて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ

ます。

議案第29号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法等の一部改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部説明につきましては担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。中西税務課長。

[中西敏雄税務課長登壇]

○中西敏雄税務課長 それでは、議案第29号の専決処分について細部説明を申し上げます。お手元に配付してございます新旧対照表及び新旧対照表の最後のページが議案参考資料になっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税 法等の一部を改正する法律、平成22年法律第4号が平成22年3月31日 に公布され、地方自治法第179条第1項の規定により、同一に専決処分を したもので、議会の承認を求めるものです。

主な改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を47万

円から 50 万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を 12 万円から 13 万円に引き上げ、所要の措置を講ずるものです。

第2条、課税額の改正、基礎課税額に係る課税限度額を 47 万円から3 万円引き上げ 50 万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を 12 万円から 1万円引き上げ 13 万円とするものです。なお、介護給付金課税額について は変更はありません。合計の限度額になりますと、改正前が 69 万円、4万 円引き上げまして 73 万円とするものです。

第21条、国民健康保険税の減額の改正、先ほどの第2条の改正同様、 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額について引き上げ、条文 を整備するものです。

第 21 条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正、非自発的失業者、特例対象被保険者等になりますけれども、非自発的失業者に対する軽減措置の創設で、倒産、解散等により、急に職を失ったものについては、国民健康保険税が前年所得に基づき課税されるために負担が過重となる場合があることから、失業からおおむね2年の間、前年の給与所得を 100 分の 30 として国民健康保険税を算定することにより負担軽減を図るものです。

第 22 条の2、特例対象被保険者等に係る申告の改正、非自発的失業者で軽減措置を受ける場合には、非自発的失業軽減に関する申告書の提出及び公共職業安定所で発行する雇用保険受給者資格証を提示しなけれ

ばならないとするものです。

附則第3項、附則第5項、附則第 14 項及び附則第 15 項の改正は条文を整備するものです。

なお、附則については施行期日及び適用区分を規定したものです。 以上、細部説明を終わります。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 限度額が国保の場合 47 万から 50 万になるということで、何人くらい嵐山町の場合この対象になるのでしょうか。

それから、後期のほうもそうです、同じ質問です。

それから、人数によるわけですけれども、ふえる税額としてはどのくらい になるのか伺いたいと思います。

それと、非自発的失業者、この方は 100 分の 30 として算定するということですが、これは例えば 30 万円の国保税の場合、これに 100 分の 30、約 3分の1、10 万円ということで計算をしていいのかどうかなのですけれども、ちょっとその点伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それではお答えいたします。

まず、対象人数ですけれども、まず 21 年度ベースの試算になりますけれども、限度額 47 万円いっていた方が 111 人おりました。そこで、今度 50 万円に3万円上がりますけれども、そこで試算した場合 93 名の方が 50 万円に、限度額になります。ただ、そこのところでまだ 47 万円にとどまっている方、48 万円にとどまっている方、49 万円にとどまっている方がいますけれども、そこはちょっと把握していないのでわかりません。それで、税額に対しては 279 万円の増となります。

それと、後期高齢者の支援金のほうですけれども、これが 12 万円から 13 万円、1万円引き上がりますけれども、21 年度ベースで 12 万円が 74 名の方がおられました。13 万円になる方が試算で 55 名の方が 13 万円の限度額にいきます。すると、税額については、単純に1万円ですから 55 万円の増、両方合わせますと 334 万円の増になります。

それと、100 分の 30 の関係ですけれども、これは所得を 100 分の 30 にやりますので、税額ではありません。給与所得を 100 分の 30 で計算しますので、人それぞれまた違ってくると思います。

以上です。

- ○藤野幹男議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) そうですか。そうすると、例えば 400 万円の所得があった人は 100 分の 30 で、400 万円では計算しづらいな、300 万円であった人は 100 万円で計算されるということでよろしいわけですか、わかりまし

た。

それで、今度限度額が、町長に伺いますけれども、限度額が引き上がって 279 万ふえてくるわけです。国保の状況が大変だというのは、私も理解しているのですけれども、また支払う町民も大変なわけです。これはきのうも町長お答えになったとおりですので、きのうの清水議員の質問にもありましたように7割、5割、2割、やはりこういうふえた財源をもとにして、軽減をふやしていくということをやっぱり同時にやっていくことが大事ではないかなと思うのですけれども、きのうのお答えでは今後検討するというふうなお答えだったと思うのですが、いかがでしょうか、早目の検討、実施というのができないか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 昨日も清水議員からいろいろお話を言われたわけなのですが、何度も言いますけれども、国保の財政というのは予断を許さない状況なのです、今年自体も。ですから、医療費がどこまでどういうふうになるかということが全く先のことで読めないわけですので、そういう状況の中でどうするこうするというのは今言えない、そういう状況ですのできのうのような答弁をさせていただいたわけですので、気持ちは全くわかるし、私も軽いか重いかといったら重いというふうに自分でも思っていますし、ですからそういう状況の中でどうするということですが、予断を許さない状況でもあるので、今の状況を変えるということはちょっとできないというふうにお答えをさせていた

だきます。

- ○藤野幹男議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 今後検討するというのはたしかおっしゃったと思うのですが、それもちょっと後退したように今とらえたのですが、検討もしないということなのですか。
- ○藤野幹男議長 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 きのう答弁書でもお答えしたように、値上げをせざるを得ない状況かもしれないというふうに書いてあるのです。だけれども、値上げをするとは今言える状況ではないと、言えないと、だけれども、そういう状況下にあるので、大変厳しい状況だというふうに答えさせていただいておりますので、基本答弁書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

第10番、清水正之議員。

○藤野幹男議長 ほかに。

〇10番(清水正之議員) 今言った7割、5割、2割というのは、同じ国会の中で同時に成立した中身なのです。今回の限度額の引き上げと同時に、同じ国会の中で論議をされて、同じ国会の中で成立がされたと。だとすれば、私は確かに市町村の判断でというのがついているのだと思いますけれども、だとすれば同じ、きょうの条例改正の中に入れてあってもよかったのかなというふうに思うのです。それが1つです。

それと、100 分の 30 ですけれども、総所得の 100 分の 30、前年の所

得に課税されると。そうすると、2年目の場合、失業の場合、2年目の場合は所得なしですから、その部分についてはゼロになります。そうすると、おおむね2年間というか、おおむね2年間使える人というのは、今度の条例改正の中で100分の30、2年間使える人というのはほとんどいないのではないかというふうに思うのですけれども、1年目はそういう形で使えると思います。仮に再就職をして、所得があった場合に、前年の所得の対比というのはやらなくていいと、2年目の所得に対して、今年の所得に対して、来年また100分の30が使えるという判断でいいでしょうか。このままだと2年間100分の30ずつ使えるという人はほとんどいないのではないかなというふうに思うのですが、どうなのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 今ご質問の前段についてお答えさせていただきます。

国のほうでもそういう形で決まったのだから一緒にという話ですけれども、 国のほうでは国の考え方でやっているのでしょうから、地方のほうまで、き のうも話の中に出てきましたけれども、地方のほうまで配慮を含めた改正を、 本当は地方とすればしていただきたいわけです。だけれども、そちらだけや ってあとのことは勝手にどうぞということだと、本当にもうつらいわけです。今 度の子ども手当もきょうの新聞にもあちこちのところの首長のコメントが出て いますけれども、やっぱり全部国で面倒見るのですよということであればや ってもらいたいわけですけれども、ここのところをこういうふうに変えるから、 あとは地方でご勝手にどうぞというようなことだと本当に厳しいわけで、何度 も申しますけれども、嵐山町の国保の今の状況というのは予断を許さない 状況でございますので、今年度はたとえ少しのことであるのか多くなるのか わかりませんが、動かさない状況でございますので、上々ご賢察をお願いを いたします。

- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 それではお答えします。途中で働き始めて社会保険に入ってしまいますと、もうそこで国民健康保険は切れるような形になりますので、先ほど議員さんおっしゃられたとおり2年間使う方というのは、再就職すればそこで切れるわけですから、余り2年間というのはいないのではないかなとは思っております。

以上です。

- ○藤野幹男議長 清水正之議員。
- ○10番(清水正之議員) そうではなくて、確かに正職員で入れば社会保険にいきます。だけれども、今の状況でなかなか正職というのはないのだと思うのです。いずれにしても失業して、最初の年は 100 分の 30 が該当すると思いますけれども、途中でまた給与というか、所得があった場合にその所得が今度来年に加算されるわけですよね。そうなった場合に 100 分の 30 というのは、2年目も使えるというふうに考えていいのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 中西税務課長。
- ○中西敏雄税務課長 そのとおりです。
 以上です。
- ○藤野幹男議長 ほかに。第2番、青柳賢治議員。
- ○2番(青柳賢治議員) 第2条のところの確認なのですけれども、課税限度の最高額が 47 万から 50 万になったと、それから、後期高齢者支援金が12 万から1万引き上げて13 万になった。こちらは、そうすると国民健康保険の負担額の最高限度額というのは、50 万プラス 13 万ということで 63 万というふうに理解しておいてよろしいのか。

それと、もう一点、第 21 条のこの下にあるのですけれども、国民健康保険税の減額の改正となっているのですけれども、これは引き上げになるのにどういうことで減額になるのですか。

以上、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

〇中西敏雄税務課長 それでは、全体的な限度額ですけれども、先ほど 69万から 73万円になるというのは、介護給付金、介護分が入ったやつです、それ介護分が 10万円になります。それで、69万円から 73万円に引き上げるということです。

それと、21条の減額のところの改正なのですけれども、これもまた条文が下についていまして、これは6割、4割の軽減のところで、その限度額をうたっているところがあるのです。それの改正になります。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 29 号議案 専決処分の承認を求めること(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○**藤野幹男議長** 日程第5、第30号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。固定資産評価審査委員会委員 星野司郎氏の任期が、平成22年6月28日に満了となるため、引き続き同 氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条 第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

星野司郎氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第30号議案 嵐山町 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第30号議案、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第6、第31号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたし ます。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第 31 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。地方公務員の育児休暇等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児または介護を行う職員の勤務及び特別休暇の規定を改めること並びに県基準に準拠して病気休暇を取得できる期間を明確にするため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。第8条の2でございますけれ ども、育児休業法の改正に伴うものでございまして、育児または介護を行う 職員の早出、遅出勤務について定めた条文、これを改正するものでござい ます。

第1項は育児に関する規定、第2項は介護に関する規定となっております。いずれもこれまでは配偶者が専業主婦等で、子の養育ができる場合は

この制度を受けられなかったわけでございますけれども、このたびの改正によりまして職員の配偶者の就業等の状況にかかわりなく、職員は育児のための早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができる旨の改正を行うものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。8条の3でございますけれども、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定の改正でございます。これにつきましては第2項が新たに追加になるものでございまして、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、特別な場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないという旨を規定したものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。第13条の改正でございますけれども、これは病気休暇に関する規定の改正でございます。このたびの改正は、埼玉県及び近隣市町村と同様の病気休暇制度に改めるものでございます。改正前は、病気休暇の期間は必要最小限度の期間というふうな規定でございました。これが3号に分かれる内容でございまして、公務災害、公務疾病の場合はその必要な期間、結核性疾患の場合は1年、その他の場合は90日と、こういうふうな形で病気休暇を改めるものでございます。

次に、14条の改正でございますけれども、第15号特別休暇の改正でご ざいまして、子の看護休暇に関する規定の改正でございます。改正の内容 は2点ございます。1点目は、介護休暇は負傷した、病気にかかった子の世話に加えて、疾病予防もこの介護休暇として取得できるように改めること。 それから、介護休暇の期間が年5日というふうな規定がございましたけれども、小学校就学前の子が2人以上いる場合は、これを10日と改正するものでございます。

最後に、一番最後のページをごらんになっていただきたいと思います。 第16号は特別休暇の規定に追加するものでございまして、内容は今15号 で申し上げたものとほぼ同様でございまして、こちらは介護休暇、要介護者 がいた場合に、その介護休暇に関する規定を新設をするものでございます。

附則でございますけれども、この条例は育児休業法の改正法と同様、本年の6月30日から施行すると。それから、病気休暇の規定、第13条の改正規定については、7月1日から施行すると、こういう内容でございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第 10 番、清水正之議員。

- ○10 番(清水正之議員) 病休の場合の給与補償は改正前と改正後はどういうふうに変わるのでしょうか。
- ○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 病体にかかわる給与の補償ということでよろしいでしょうか。これまでは、この後の給与条例のところで改正が出てまいりますけれども、病体の 90 日を超えた場合は半減規定がございまして、給料が2分の1になるというふうなものがございます。これを廃止をいたしまして、ほかの条例にございます、ほかの条文にございます休職に係る給与が補償されるというふうなことでございまして、その金額は 100 分の 80 というふうに規定をされております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 31 号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**藤野幹男議長** 日程第7、第32号議案 嵐山町職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○**岩澤 勝町長** 議案第 32 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 32 号は、嵐山町職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについての件でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業等を取得できる対象等を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
安藤総務課長。

[安藤 實総務課長登壇]

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。
改正条例をごらんになっていただきたいと思います。最初に第2条の改

正でございますけれども、育児休業することができない職員について規定したものでございます。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわりなく、職員は育児休業をすることができることとする旨の改正並びに非常勤職員、臨時的に任用される職員、この改正前の1号、2号に規定をされている職員でございますけれども、この職員については、この規定が育児休業法、法律に明記をされましたので、条例から削除をするものでございます。

次に、第2条の2の改正でございますけれども、これは新たな条文が追加されるものでございまして、法上説明をされておりますのは、産後パパ休暇、産後パパ育休というものが創設をされるというものでございまして、これまで育児休業は回数は1回、期間については子が3歳に達するまでということでございました。新たに法律で出生の日から57日間は父親も育児休暇を取得できることになりました。これに加えて、この間に育児休暇を取得していれば、特例として再び育児休暇、3歳までの間取得できる制度を創設したものでございます。

次に、第3条でございますけれども、次のページをごらんになっていただきたいと思います。改正前は、夫婦が交互に3月以上育休をとる場合に限って、再度の育休をとることができたわけでございますけれども、このたびの改正によりまして、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわりなく、職員が育児休業等計画書を提出すれば、最初に育児休業した後3月以上

経過した場合においても、再度育休をとることができるというふうな改正でご ざいます。

次に、第5条の改正でございますけれども、育児休業の承認の取り消し 事由、これについて職員以外の子の親が常態としてその子を養育すること ができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないと いう旨の改正をするものでございます。

第9条でございますけれども、育児短時間勤務をすることができない職員について規定したものでございまして、改正の内容は、先ほどご説明申し上げました第2条の改正と同様でございます。

次のページにまいりまして、第 10 条でございますけれども、これにつきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情というものを規定したものでございまして、内容は第3条と同様の改正となっております。

次に、第 13 条の改正でございますけれども、これにつきましては、職員 が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がそ の子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り 消し事由に当たらないという旨の改正でございます。

最後に、第 19 条でございますけれども、これにつきましては、部分休業 の規定でございまして、改正の内容は第2条と同様でございます。

いずれの改正も育児を行う職員の仕事と育児の両立を支援するという制

度を充実するものでございます。

施行期日でございますが、法の施行日と同様本年の6月 30 日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第32号議案 嵐山町職員の育児休業に関する条例の一部を改 正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、第33号議案 嵐山町一般職員の給与に関す

る条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○**岩澤 勝町長** 議案第 33 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 33 号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。人事院勧告に準拠して、自宅にかかわる住居手当を廃止するとともに、病気休暇の給料半減規定の廃止並びに給与からの控除項目を規定するため、嵐山町一般職員の給与に関する条例及び嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

このたびの給与条例の改正は3点の内容でございます。改正条例をごらんになっていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、第9条の3、住居手当の改正でございます。住居手当につきましては、借家の家賃に対するもの、それから、持ち家に対するもの、この2種類が制度化されております。このうち持ち家に係るものについては、昨年の人事院勧告によりまして廃止することになったわけでございます。郡内の自治体の改正状況を踏まえまして、本町におきましても7月1日より段階的に引き下げを行いまして、平成24年3月末をもってこの制度を廃止をしたいとするものでございます。具体的には、附則のところで申し上げたいと思います。

次に、次のページをごらんになっていただきたいと思います。2点目、これは第20条の改正でございます。地方公務員法の第25条で、給与はその全額を直接職員に支払うということが大原則というふうなことになっておりまして、給料から控除する、天引きをする場合は法律、あるいは条例で明文の規定をしなければならないというふうなことでございます。これを受けまして、国から全国的な調査が行われ、本町においても不備があるというふうなことでございまして、このたびここに第20条といたしまして職員互助会の会費、あるいは組合の組合費等について給与から控除できる旨をこの条例に規定するものでございます。

3点目でございますけれども、本法附則の2項の削除でございます。これは、病休の期間が 90 日を超えた場合には、給与の半減規定を定めていったものでございまして、これを削除するものでございます。

次に、第2条、企業職員の給与条例の改正でございますけれども、住居 手当等について、一般職員の給与条例と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則をごらんになっていただきたいと思います。第1項は施行期日でございまして、本年の7月1日から施行するものでございます。第2項でございますけれども、先ほど申し上げました住居手当を段階的に引き下げる旨の規定でございます。内容的には、本年の6月30日までが従来の4,500円、7月1日から来年の3月31日までが3,000円、23年の4月1日から24年の3月末までが1,500円というふうな形で段階的に引き下げるものでございます。

以下の内容はご高覧をいただきたいと思います。

以上で、細部の説明を終わらせていただきます。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○**9番**(川口浩史議員) まず、持ち家への手当なのですが、何人ぐらい職員はこの対象になっているのでしょうか。

それから、病気休暇で 90 日を超えるという職員は大体どのくらいいるのか、わかりましたら伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁お願いします。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 持ち家の住居手当の対象となっている職員は、71人でございます。

それから、病休の 90 日を超える職員でございますけれども、現時点では病気休暇中の職員はおりません。過去に 18 年の4月に現条例の改正をしてございますけれども、それ以降で申し上げますと、90 日を超えた職員が5人おりました。そのうち3人がメンタル不調、1人が脳血管疾患、1人が新生物という内容でございます。

- ○藤野幹男議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 病休の件では半額というような、なくなるわけですから、職員も喜ぶと思うのです。

問題は持ち家のほうです。これ段階的になくなっていくということで、組合はこの件についてどういうふうに言っているのでしょうか。組合とは説明をして、了解を得ているのだと思うのですけれども、ちょっとその点伺いたいと思います。

- ○藤野幹男議長 安藤総務課長。
- ○安藤 實総務課長 住居手当の廃止につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、3月の議会において比企郡内の町村、比企郡内の町です、すべて改正が終わっております。嵐山町は東松山市が改正をされておりませんで、他のところがあるうちは改正をしないというふうな組合と約束

がございまして、そういったこともあってここまで来ました。しかしながら、衛生組合の議会においてもやはり同様の改正をされる。県基準に基づいて大方の県内の市町村が改正をしているというふうなこともございまして、組合にはご説明をし、了解を求めたわけでございますけれども、その了解を得るまでには至りませんでした。

しかしながら、今申し上げたような状況で、郡下の状況でございまして、 ここで提出をせざるを得ないということで提案をさせていただくものでござい ます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 組合との話し合いは妥結をしていないということ なのでしょうか。だとすると、職員の、この条例そのものは職員の理解を得ら れていないという判断でよろしいでしょうか。

同時に、松山苑に出向されている職員がいるかと思うのですけれども、 少なくとも比企広域の中では松山は持ち家があるというふうになっていて、 出向されているわけですから嵐山の給与体系で支払いはすることになって いるのだと思うのですけれども、そういう面では広域のほうの方向性という のは何か出ているのでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 最初に、比企広域に派遣している職員の住居手当に ついてお答えをさせていただきます。

比企広域の職員については、比企広域の給与条例に基づいて住居手当も支給されますので、もし住居を持っていれば支給になるというふうに考えております。

それから、組合との関係につきましては、組合についてはご理解をいた だくように努力をいたしましたが、これをすぐよろしいというふうなことにはな らなかったというふうなことでございます。

以上です。

- ○藤野幹男議長 清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) ということは、今度の住居手当の廃止については、 職員の理解を得られていないという判断でよろしいわけですね。確認したい と思います。
- ○藤野幹男議長 安藤総務課長。
- 〇安藤 實総務課長 ちょっと言葉足らずで申しわけございませんけれども、 先ほど申し上げましたように平成 21 年の人事院勧告で、国家公務員については持ち家制度がなくなりました。住居手当が廃止になりました。埼玉県内では、嵐山町を含めて県の住居手当に準拠しているというふうなことがございました。今国はたしか 2,500 円でございました。それが嵐山町は4,500 円、これ県が 4,500 円という規定をしておりまして、県に準拠したと

いう、その根拠が県に準拠したということがございまして、そうすると3月末に埼玉県においては廃止をされたというふうなことでございまして、準拠をする根拠がなくなったというふうなこと、それから先ほど申し上げました郡内の東松山市を除く町においては、あるいは一部事務組合においては、すべて改正が3月末に終わっているというふうな状況、これらを総合的に勘案をして、ここで住居手当については県と同様に段階的な廃止をするというふうなことで提案をさせていただいたわけでございます。

以上です。

- ○藤野幹男議長 清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 少なくとも民間であれば労使の合意というものに従って給与体系というのはできてくるというふうに思うのです。公務員であるからこそ、人事院勧告という面はあるのだとは思いますけれども、やはり職員の理解を得られていないというような条例を出してくるというのは、やはりこれは私はまずいというふうに思うのですけれども、いずれにしても職員の理解が得られないで仕事そのものが進まないというふうに思いますし、そういう面ではやっぱりきちっと職員の理解を得て、条例を出してくるというのが本筋だと思うのですが、その辺のことはどうなのでしょうか。
- ○藤野幹男議長 安藤総務課長。
- ○**安藤 實総務課長** 繰り返しになるわけでございますけれども、この住居 手当制度につきましては、国が人事院勧告で廃止になったと、嵐山町は埼

玉県の基準に準拠してこれまで支出をしてきたと、これがよりどころでございました。そのよりどころが、人事院勧告で住居手当制度、持ち家制度が廃止になり、埼玉県はそれを根拠にして段階的な引き下げを決定をして、その条例改正は3月中に終わっていると。それから、嵐山町と、比企郡の他の町も県と同様の改正を行っているという状況を踏まえて、3月の時点で本来出す必要があったわけでございますけれども、組合とのいろいろな交渉もございまして、6月、この3カ月間については、暫定的に旧制度で運用してきたというものでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 20 条なのですけれども、20 条の3、職員や各種団体扱いの保険に加入することに伴う当該保険会社に納入する保険料というのを、これは共済組合が、多分埼玉県職員共済組合がかかわっている保険、そういった形の私的な生命保険とか、そういったものにかかわる部分までということだと私は解釈したのですけれども、それまで町のほうで保険料まで給与から控除するというのが一般的な地方公務員の給与の支払いの仕方としてなっているというふうな形で勧告が出てきたから、こういうふうな改正になったという形で今解釈したのですけれども、そういうことでいいのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほどちょっとご説明申し上げたのですけれども、地方公務員法の第5条の第2項に、給与の支払いに当たっての任命権者がとるべきことが定められておるわけでございますけれども、それにはその全額を直接職員に支払うこと、これが規定をされております。これは、給与から天引き、控除する場合には、それはもう法律か条例に規定をしなさいというふうなことも規定をされております。

今渋谷議員さんがおっしゃった共済費について、保険料につきましては、 我々職員が生命保険ですとか、あるいは損害保険を加入をしておりまして、 それを給料から天引きをして、控除して、給与担当者から保険会社に納め るというふうなことをやってきたわけでございますけれども、それはやはり条 例で定める必要があるということで、ここに改めて規定をさせていただいたと いうものでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) これは私はこういうふうな共済費とか組合費というのは、共済の掛金ですか、共済費とか、短期、今短期と長期とが一緒になって、その共済費に関しては、当然町が控除していくというふうな手続はあっていいと思うのです。ですけれども、個人の損害保険とか、個人の生命保険までを町が給与から支出するような事務手続をすることが今まで行われていて、それが公務員として常態であるということは、私はちょっと何か異

常事態のような気がするのですけれども、それが公務員は通常の事態として行われているということになったら、給与から天引きされているということが、それが公務員の給与の支払い方法として一般的であるというふうに、私は今まで感じてもいなかったのですけれども、そういう事務手続を事務方がやっているということなのですか、それでそれを改めて条例に定めるということなのですか、これは。ちょっと問題があり過ぎるなと思うのですけれども、私的な問題です。

- ○藤野幹男議長 安藤総務課長。
- ○**安藤 實総務課長** 渋谷議員さんが今質問でおっしゃったとおりの内容で これまでも行ってまいりましたし、それを法的に合法化するというふうな条例 にうたい込むというふうなことでございます。

これは、何も嵐山町だけがこのようなことをやっているわけでございませんで、他の自治体も同様のことをやっているというふうに思っております。 以上です。

- ○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。
- ○13番(渋谷登美子議員) すみません、私は民間の給与状態を知らないのですけれども、給料の中から各個人の生命保険とか、それから損害保険とかを給料から天引きして、それを支払うような事務手続をやるということが、民間の中で特定の会社と関係を持っていてということがあるのならともかく、そういうことが公務員の場合は一般的になっているというふうに改めてびっ

くりして、給料のやり方というのはこれは、そうすると給料の天引きの仕方とか控除の仕方というのは、一つ一つ出してもらってやっていかないと、それは事務方がやっていくということですよね。それを嵐山町の事務局が個人の給料の損害保険とか、自動車の損害保険料とか、それから生命保険料の計算までを出すということを、個人の私的な関係のものをやっていくというふうなことを条例に書くということですよね。そういうことが地方公務員は今まで一般的であるのならば、ここのことに関してはちょっと改めて認識を新たにしたと思っているのですが、そういうことなのですよね、そういうことですか。
〇藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 渋谷議員さん、何かやってはいけないようなお考えのようでございますけれども、職員の給与から、職員の了解のもとに一定の保険料等を控除して、そして給与を本人に支払っていくということを合法化するための条例でございまして、それはこれまでも行ってきたものが条例に根拠を持たなかったというふうなことでございまして、全国一斉に調査が行われまして、その内容によって、嵐山町もそのような不備があったので、ここに条例の規定をしたと。仕事の内容は全く今までと変わっておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第33号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、第 34 号議案 平成 22 年度嵐山町一般会計 補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○**岩澤 勝町長** 議案第 34 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 34 号は、平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,544 万 5,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 59 億 8,544 万 5,000 円とするものでございます。そのほか地方債の変更は1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第 34 号の細部につきましてご 説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、まちづくり交付金事業の限度額を、仮称ふれあい交流センターの土地購入費等のために2,480万円増額をさせていただきまして、補正後の額を5億870万円とするものでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。歳入でございますが、第14款 国庫支出金につきましては、まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金 と名称変更されたことに伴います増減でございます。

次に、第15款県支出金民生費県補助金の保育所親支援推進事業費補助金20万円につきましては、入学、卒園式以外の行事で保護者の保育参加を促進するに当たって、必要とする経費が交付されるものでございまして、10割補助でございます。

次に、県支出金の教育費委託金の発達障害等早期支援対策事業委託金33万円につきましては、県の特別支援教育重点推進地域に指定されまして、発達障害の早期発見、早期支援などの事業に対し交付されるものでございまして、これにつきましても10割補助でございます。

第 18 款繰入金、財政調整基金繰入金 1,000 万円でございますが、財源調整のために財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。繰り入れ後の財政調整基金の残高でございますが、1億 80 万 5,000 円となるものでございます。

次のページをお願いします。第 21 款の町債の関係でございますが、ま ちづくり交付金事業債でございまして 2,480 万円、先ほど申し上げました仮 称ふれあい交流センターの土地の購入費等を起債するものでございます。

次に、18、19 ページをお願いいたします。歳出でございますが、各款に わたりまして4月の人事異動及び職員配置、臨時職員の配置によりまして 人件費の増減がございます。補正後の人件費の総額でございますが、56万3,000円の増額ということになっております。人件費以外の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

初めに、財産管理費庁舎管理事業の工事請負費 200 万円につきましては、防災倉庫の前の西側駐車場を整備するため補正をするものでございます。

24、25 ページをお願いいたします。第3款民生費の保育所保育事業の 負担金補助及び交付金、保育所親支援推進事業費補助金、歳入で申し上 げましたが、20 万円でございます。本年度は、東昌第二保育園に各 10 万 円の補助を行うものでございます。

次に、4款衛生費の下のほうでございますが、地球温暖化防止事業の負担金補助及び交付金 300 万円の増額につきましては、太陽光発電高効率給湯器設置補助の申請件数の増加が見込まれるため、当初の 20 件から60 件分を増額いたしまして、400 万円とさせていただくものでございます。

28、29ページをお願いいたします。第8款土木費の公共下水道費下水道事業特別会計繰り出し事業600万円の減額でございますが、職員1人分の減少分でございます。

30、31ページをお願いいたします。第10款教育費でございますが、発達障害等早期支援対策事業、県の10割補助ということで先ほど申し上げましたが、報奨金でございまして、この33万円につきましては巡回相談員、

これの報奨金 20 日分でございます。

34、35ページをお願いいたします。公民館費の仮称ふれあい交流センター建設事業につきましては、不動産鑑定委託料として49万1,000円、土地購入費として3,154万2,000円、物件補償費が100万円、合計いたしますと3,303万3,000円の増額でございます。その下の図書館管理事業につきましては、司書資格を持つ臨時職員を嘱託職員といたしましたことに伴いまして35万7,000円の増額でございます。

36 ページをお願いします。最後に予備費でございますが、7万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 2,115 万 7,000 円とするものでございます。

38ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧を願いたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 24、25 の保育園の関係なのですが、これは具体 的にどんな事業を行うことになるのか伺いたいと思います。

太陽光の関係ですが、かなりの希望者がいるのだなというのがこれでわ かるのですけれども、大体この数で希望どおりに、数として希望どおりにで きるというふうに見ているのか伺いたいと思います。

それから、ふれあい交流センター34、35 のこの広さなのですが、 578.75 平方メートルと聞いているのですけれども、ちょっとその数字で間 違いないか。それと、この購入は、竹やぶのほうを 578 平米購入するという ことでよろしいのか伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、24 ページの保育所の親支援推進事業の関係でお答えをさせていただきます。具体的に何をするかということでございます。

まず、要綱上何点かあるのですけれども、まず親の支援推進員を設置するということでございまして、保育所のほうのいわゆる主任クラスの保育士さん、これをまず設置をしていただくと。

具体的な事業になるわけですけれども、基本事業と、それから選択事業に分かれるというふうなことでございまして、基本事業といたしましては、保護者の保育参加等の推進事業ということで、いわゆる園の本来の独自のやっているものの行事以外のことで事業を展開するというのが1点あります。

それから、小学生との連携強化事業、これも選択事業としてあるわけで ございます。そういったものがあるということでございます。 具体的に、本年は、先ほど井上課長のほうからお話がありましたように、 東昌保育園と東昌第二というふうなことでございまして、計画的には東昌の ほうで、親子でのお楽しみ会、あるいはもちつき大会、こういったようなことも 計画されているようです。

それから、具体的にちょっとわからないのですけれども、日本の伝統文 化を楽しみながら交流を深めると、こういうような事業もやっていきたいとい うようなことでございます。

それから、小学校との連携事業ということで、七夕ないし夏祭り、こういったものを開催して、小学生に参加をしていただきまして、いわゆる保育園の子供たちと、いわゆる就学に必要な情報交換、こういったことも含めてやっていきたいというような計画ということでございます。

以上です。

- ○藤野幹男議長 次に、簾藤環境課長。
- ○簾藤賢治環境課長 地球温暖化防止事業につきましては、議員さんご案内のとおり今年度から新設した事業でございまして、ちなみに4月末日現在でございますけれども、122 条報告にも掲載させていただきましたけれども、交付決定をされたものが 15 と、そのほかに3件の申請がございました。これは4月末日現在でございます。

それで、5月の広報に掲載させていただきましたところ、当初予定していました 20 基というのが、連休明けには申請がとまったということでございま

す。当初これほど反響があるとは思わなかったというのが実情でございまして、プラス 60 基ということで今年度はいけるものと、このように考えております。

以上でございます。

- ○藤野幹男議長 次に、大塚生涯学習課長。
- ○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私のほうから、仮称ふれあい交流センターの土地購入の関係についてお答えさせていただきます。

まず、面積なのですけれども、578.75 平方メートルであります。それから、購入する土地の場所なのですけれども、勤労福祉会館に面した竹やぶの部分、この部分が約平均ですと1.15 メートル幅で予定しております。それから、あと勤労福祉会館に隣接した砂利の駐車場の部分を合わせての面積ということでございます。

以上です。

- ○藤野幹男議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) わかりました。

保育園の関係なのですが、そうすると大変結構な事業をやっていくのだなというふうに思うのです。

問題は、若草が今回入っていないわけです。若草保育園の事情で入れなかったのか、何かほかの事情で入れなかったのか、今後も含めてお聞き したいと思います。

- ○藤野幹男議長 小林こども課長。
- ○小林一好教育委員会こども課長 この事業につきましては、21 から 23 年度までの3年間で県のほうが全部の保育園を実施していくと、そういう中で嵐山のほう4園あるわけでございますけれども、希望というのでしょうか、本年度の。今お話がありました若草については、23 年度を予定しているところでございます。園のほうの希望によって 23 年度を予定しているということでございます。
- ○藤野幹男議長 ほかに。

第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 30、31 ページなのですけれども、発達障害の早期 支援対策事業ということで、新規で県の支出金が 33 万財源がいただけると、 そしてこの新規相談支援ファイルの作成、活用をはじめとする乳幼児期から の発達障害の早期発見、早期支援を中心とした事業を実施するための経 費となっておりまして、具体的に対象となっていく乳幼児というのですか、あ るのでしょうか、その点を1つお尋ねいたします。

さらに、そのページの一番下になりますけれども、七郷小学校の管理事業なのですが、臨時職員の賃金が減額になっていまして、芝生のこれは機械でしょうか、管理用備品購入費が 47 万 8,000 円になっています。この賃金がこれだけ減少していて、この備品がうまく回っていくのかどうかということを質問いたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、31 ページの発達障害の関係で、 これにつきましては学校等からの要望等もございまして、県のほうと協議を させていただきまして、今回指定をしていただいて、早期発見、早期対応の ために事業展開をさせていただくというふうなことでございます。

それで、手元に実施要綱があるのですけれども、本事業は発達障害を 含め、すべての障害のある幼児、児童、生徒の特別支援教育を総合的に推 進するというふうなことでございまして、いわゆる保育園ないし幼稚園等々も 含めて、事業展開が可能ということでございます。

したがいまして、健康福祉課のほうにお話をさせていただきまして、そういった意味ではそちらとの連携も図りながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、七小のほうの臨職の関係ですけれども、昨年度までは、いわゆる臨時職員で対応しておったのですけれども、本年4月から本採用の用務員さんを、異動であてがわせていただきましたので、この際臨時のほうの賃金分について補正減をさせていただくというものでございます。

以上です。

- ○藤野幹男議長 青柳賢治議員。
- ○2番(青柳賢治議員) そうしますと、新規の事業については、早期発見と

いうことですので、例えば6カ月、1年というようなことの対象の方が多いと思われますが、今保育園、幼稚園ということもありました。その中心を占めていく部分というのは、3歳児とか7歳児とかあるのでしょうけれども、どの辺が一番中心になっていくのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 小林こども課長。
- ○小林一好教育委員会こども課長 小さければ小さいほどいいのかなというふうには思うのですけれども、今現在考えておりますのは小学校低学年ぐらいから、やはりその辺を含めて、中心に巡回をしていただき、そして専門家に接していただき、場合によると個別指導的なものをいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

渋谷登美子議員。

- 〇13 **番**(渋谷登美子議員) 青柳議員に続くわけですけれども、今小学校 低学年を巡回し個別に指導という形ですけれども、33 万円でどの程度の業 務が、これ新たな事業として行うのにできるのかなというのがとても不安な のですけれども、1カ月3万円にいかない程度の金額になりますけれども、 どんな感じで考えているのか。
- ○藤野幹男議長 小林こども課長。
- ○小林一好教育委員会こども課長 積算の内訳としては 20 回を予定して

いるところでございまして、その中には各学校ごとに回数を決めて、学校のほうで気になるお子さんを対象に見ていただくとか、あるいは学校の先生方の指導していただくとか、先ほど青柳議員さんのほうからお話ありましたようにそういったファイル的なものをつくる指導をしていただくとか、そういったことでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。
- ○13 番(渋谷登美子議員) 発達障害となりますと、あらかじめ就学指導の 段階である程度把握ができると思うのですけれども、それ以上のもっと細か い高度医療みたいなのが学校の教育の中で出てきた場合とか、そういうこ とで、そういったものが嵐山町でも現状としてふえているというふうに見たほ うがいいのか。普通クラスにいて、そんな形の子供たちがちょっとふえてき たのかなとか、そんな感じなのでしょうか。
- ○藤野幹男議長 小林こども課長。
- ○小林一好教育委員会こども課長 この件についてはふえているかどうかというのはなかなか難しいところですけれども、発達障害については、障害者、ちょっとすみません、発達障害者支援法という法律がありまして、この中に発達障害ということで、自閉症であるとか、いわゆる学習障害であるとか、注意欠陥多動性障害であるとか、そういったことも含めて規定があるわけなのですけれども、今回のこの事業については、そういった児童生徒も含める

わけでございますけれども、特にそうではなくて学校のほう等で気になる、 あるいは親御さんのほう等でも気になるお子さん、そういったお子さんを対 象に考えていくというふうなことで、少し幅広く考えていただければよろしい のかなというふうに考えております。

以上です。

- ○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。
- ○13 番(渋谷登美子議員) 20 回といいますと各校7回ぐらいというふうな、 小学校と考えますと7回というと、不足してくる、新しい事業なのですけれど も、不足してくるかなと思うのですけれども、それ以後のフォローに関しては どのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

これは県の補助金ということで、全額県支出金ですけれども、その後必要になったら、町でも持ち出していくという考え方でよろしいのでしょうか。

- ○藤野幹男議長 加藤教育長。
- ○加藤信幸教育長 私のほうから、発達障害に対する支援というのは、埼玉県の今年度の教育行政重点施策の中の重点の一つなのです。嵐山町もやっぱりこれをお配りした嵐山町の行政重点施策についても重点の取り組み事項としております。

これは1つのモデル的な県の事業で、埼玉県で6市1町が指定をいただきました。何で1町というのは嵐山町かというと、既に嵐山町は学習障害、発達障害について、そういう専門の方をお願いして取り組んできた経緯があ

って、そこを評価していただいて、6市1町に指定されたわけです。これについては、ADHD注意欠陥多動症だとか、学習障害自閉児か、現実にわかる子と、実際先生方も周りの親が見てもなかなか気づかない面があると、これを巡回の指導員の専門の先生に見ていただいて、そしてアドバイスをしていただくと、必要に応じては保護者の方々との相談に乗っていただけるとか、そういう1つのモデル的な事業です。そこを県が重点的に取り組むのに6市、埼玉県1町を指定していただいたと。

取り組む中でいろんな課題も出てくると思います。どのくらい嵐山町はそういう発達障害の子供がふえたかどうかということですけれども、専門的な目から見ると、ふえてくるのは当たり前だと思うのです。これは渋谷さんおわかりでしょう。そういう目を教員も、我々もこれを機会に少し学んでいこうという機会にさせていただくと、こういう目標であります。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第34号議案 平成22年度嵐山町一般会計補正予算(第1号) 議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、第35号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○**岩澤 勝町長** 議案第 35 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、平成22年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を5億8,956万9,000円とするものであります。その他地方債の変更は1件であります。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

[大澤雄二上下水道課長登壇]

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 35 号の細部説明をさせていただきます。

49ページをお願い申し上げます。地方債の補正でございますが、国からの下水道事業の内定額の通知がございまして、減額の通知がございましたので、2,000万円を減額させていただきまして、限度額を9,280万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法等については変更がございません。

続きまして、56、57 ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、 3款の国庫支出金第1項国庫補助金の1目下水道事業費国庫補助金でご ざいますが、2,000 万円の減額をさせていただきまして、5,000 万円にな るものでございます。なお、国の補助科目が1節の下水道事業費補助金か ら2節の社会資本整備総合交付金に変更になっております。それから、先 ほど地方債の補正のところでご説明申し上げましたように、国から5,000 万円の内定額の通知がございましたので、2,000 万円減額をしまして 5,000 万円、そういうことでございます。

次に、第4款繰入金でございますが、繰入金につきましては 600 万円の 減額をさせていただくものです。これにつきましては、人事異動に伴います 職員の1名減によるものでございます。 それから、第7款町債でございますが、1目の下水道事業債、先ほどの 地方債の説明で申し上げましたが、2,000万円の減額をさせていただき、 9,280万円とするものでございます。

続きまして、58、59 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、 第3款総務費の1目一般管理費でございますが、642 万 6,000 円の減額 をさせていただくものでございます。これは、先ほど歳入のところでもご説明 申し上げましたが、人事異動に伴います人件費でございます。

次に、第2款事業費でございます。1目の建設事業費 4,000 万円の減額でございます。これにつきましては、国からの内定額の変更通知に基づきまして、事業費を減額をするものでございます。なお、今年度の工事の予定区域につきましては、川島地区と平沢の区画整理地内を予定をさせていただいております。

次に、第4款予備費でございますが、42 万 6,000 円増額させていただきまして、1,402 万 5,000 円となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○**藤野幹男議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第35号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 11、第 36 号議案 埼玉県市町村総合事務組合 の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 36 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、埼玉県市町村総合事務組合規約変更についての件で ございます。加須市、騎西町、北川辺町、大利根町の合併及び久喜市、菖 蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併と、これにかかわる一部事務組合の解散 及び名称変更及び埼玉県市町村総合事務組合の事務所の位置に関して 規定を整備するため、同組合規約を変更するについて協議したいので、地 方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第36号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

- ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○藤野幹男議長 日程第 12、第 37 号議案 彩の国さいたま人づくり広域

連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○**岩澤 勝町長** 議案第 37 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 37 号は、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件でございます。久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の合併並びに加須市、騎西町、北川辺町、大利根町の合併により、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 37 号議案 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方 公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 13、第 38 号議案 埼玉県後期高齢者医療広域 連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○**岩澤 勝町長** 議案第 38 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共 団体の数の減少についての件でございます。久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲 宮町の合併並びに加須市、騎西町、北川辺町、大利根町の合併により、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第38号議案 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出議案第4号 藤野幹男議長の不信任決議(案)の提出についての件を日程に追加し、議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時20分

〔議長、副議長と交代〕

○河井勝久副議長 議長交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○河井勝久副議長 日程第 14、議員提出議案第4号 藤野幹男議員の不信任決議(案)についての提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

清水議員。

- ○10 番(清水正之議員) 私、この議案については私個人の判断でしたいと、会派ではなくて個人の判断でしたいというふうに思いますので、藤野議長に確認をしたいことがありますので、休憩をとっていただきたいというふうに思います。
- ○河井勝久副議長 ただいまの動議に対しまして賛同者ございますか。

〔「賛同」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 では、休憩いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時57分

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど私の、日程第 14、議員提出議案第4号の関係で一部訂正がございますので、もう一度読み上げて訂正にかえさせていただきます。

日程第 14、議員提出議案第4号 藤野幹男議長の不信任決議(案)の 提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 藤野幹男議長の不信任を求めるという大変重い提案に至りました。なぜ至ったかからご説明し、決議案を朗読したいと思いま

す。

本年3月3日、渋谷議員と私は、松本美子議員が町と継続的な業務請負を行っていることは、地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止規定に抵触し、また嵐山町議会議員政治倫理条例(以下「本条例」といいます)、この条例の第8条町公共事業等契約違反に関する遵守事項に違反、さらに吉田集会所運営委員並びに人権教育推進協議会委員に就任しているのは、本条例第5条の不正な影響力の行使の禁止に違反していると見られるため、本条例第14条に基づき審査請求を求めました。

しかし、請求から 20 日を過ぎた3月 23 日になっても、政治倫理審査会に審査を求めていないことが判明し、私たちは翌 24 日、藤野議長に対し3月 31 日までに審査を求めるよう文書にて申し入れを行いました。

これに対する回答は、3月29日付でありました。そこには審査を求めていない理由として、提出された時期が定例会中であったこと、役場職員名が記載されているのはプライバシーの問題に発展する様相があり、熟慮が必要なこと。政治倫理審査会委員の改選期に当たり繁忙なこと、埼玉県庁への問い合わせでは違法でないこと、最後に十分慎重な行動が必要なことという理由が記されてありました。

これらの理由ですが、定例会中の時期の審査会の開会は事務局員が議会の事務を遂行しなければならず、審査会の開会は実質無理であると考えられ、改正が今後必要であると考えますが、プライバシーについては、本条

例第 16 条でプライバシーへの配慮、その他の協力を求められたときは、これに従わなければならないとあり、さらに審査委員は守秘義務が本条例第 12 条第4項に明記されています。したがって、会議の進行上配慮すれば何ら発展の様相はないものと考えます。

埼玉県庁への問い合わせでは違法でないということですが、これは行政 実例を示してのことです。しかし、1999 年改正の地方自治法は、行政実例 について助言、勧告的な意味を持つにすぎないものとなり、重要度が低くな りました。したがって、審査会での意見のほうが優位にあります。

審査委員の改選期は、引き継ぎをきちんとやっていただければ問題ないと考えますが、回答どおりとしても委員の改選のため審査会を3月31日に開催しており、このとき審査請求の審査を求めることができたはずです。

最後に、十分慎重な行動とありますが、議長が審査をするわけではありませんから、慎重な行動は必要ないと考えます。議長が審査請求書に遺漏がなければ、速やかに開くことだけです。

以上、回答は審査会を開かなくてもよい理由にはなっておりませんし、また大事なことは開かないとはありませんでした。それが今日まで開かれることなく来ております。

それでは、議長の裁量により開かなくてもよいように条例や規則はなって いるのでしょうか。条例から見ていきたいと思います。

本条例第14条が町民の審査請求権です。第1項は議員が不正な影響

カ等を働いたとき、議員2名以上、または町民 50 名以上の連署で審査請求できるとあります。今回議員2名で審査請求していますので、審査請求は問題ありませんし、議長が開かなくてもよいようにもなっておりません。

第2項は、議員がその地位を利用して嫌がらせ等を受けた場合、嫌がらせを受けた本人及び代理人が審査請求できるというものです。今回の請求はこれに当てはまりませんし、ここでも議長が開かなくてもよいようにはなっておりません。

第3項は、議長は前項の規定により、審査請求があった場合、審査会に その審査を求めなければならないとあります。ただし、別に定める場合、こ の限りではないとあります。別に定めるとは規則のことです。後ほど申し上 げます。

第4項は、審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から、起算して1年以内に行わなければならないとあり、ただし特別な事情があると認められるときはこの限りでないとあります。本請求は1年以内のものです。

以上が条例の部分で、本請求はこの条例のどこにも触れるものではありませんし、議長の裁量で開かなくてもよいようにはなっておりません。

続いて、嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則(以下「本規則」といいます)を見ていきます。

本規則の第12条が審査請求等の項です。第1項は、請求書の形式、第 2項は町民が請求した場合の規定であるため割愛します。 第3項ですが、審査請求書に不備があった場合、議長は補正を求めることができるとありますが、本請求は補正を求められておりません。

第4項は、先ほど後ほど申し上げると言った部分です。第1号から5号まであります。第1号は、審査請求が不適法の場合却下するとあります。本請求は不適法の部分は指摘されておりません。第2号は、審査請求は議員の不正な影響力や嫌がらせ等とはいえない場合却下するとあります。本請求はこれに触れる部分は指摘されておりません。第3号は、議長が補正を求めたのに対し、応じなかった場合却下するとあります。先ほども申し上げましたが、本請求は補正を求められておりません。第4号は他の審査請求と同一の内容のとき、第5号は継続中の事項に係るもののときです。いずれも本請求はこれに触れません。

以上が、審査請求に係る条項です。

以上、見てきたように、条例と規則を見ても、本請求は妥当なものであり、 また議長の裁量により審査会を開かなくてもよいなどという条項はどこにも なく、したがって審査会を開く責務があります。

では、どうして開かなかったかを推量してみると、審査会を開き、審査が行われると松本議員にとって不利な意見が出てくることを予想したからだと考えます。議長と松本議員は同会派です。しかし、これは許されることではありません。議長に就任した以上、公正、公平に職務を遂行するという公正指導の原則に反します。条例は地方自治体の法律です。私たち議員は、条

例を制定する権限を有していますが、同時に制定された条例を守る遵守性 は一般町民よりも強く求められています。それは、みずから制定したものを みずから守らなければ条例は無意味になるからです。今回の件は、本条例 に反するばかりか、本条例を無意味にするものでもあります。

以上のようなことから、藤野議長が議長の職についていることは認める ことができないため、不信任決議案の提出に至った経緯であります。

それでは、不信任決議(案)を朗読いたします。

藤野幹男議長の不信任決議(案)、本年3月3日、嵐山町議会議員2名 が嵐山町議会議員政治倫理条例(以下「本条例」という)に基づき、松本美 子議員に関する地方自治法 92 条の2及び本条例8条違反の嫌疑につき、 議長に審査請求を行った。

しかし、藤野議長は本条例 14 条3項の規定に反し、審査会への審査を 求めず、またこの間、審査請求をした議員から2度にわたり審査会への審 査を要請されるも、漫然と請求を無視し現在に至っている。

そもそも、法令及び条例の遵守義務を一般町民よりも強く求められる立場にある議員にとって、「議会が町民から信頼を得て、公正、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的」として、平成 19 年議会自ら制定した 嵐山町議会議員政治倫理条例に対する遵法の責務の重大性は、町民の信頼を基礎とする議会の存立にかかわるものと言っても過言ではない。

しかるに、本請求に係る藤野議長の議会代表者としての職務放棄行為

は、本条例に反するばかりでなく、嵐山町議会の権能を不全ならしめ、ひいては議会の信用を著しく失墜させる行為であり、議長職の適格を欠くと言わざるをえない。

よって、藤野幹男議長の不信任を決議するものである。以上です。

- ○河井勝久副議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
 - 10番、清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 今回の決議については、藤野議長が審査会を開かなかったということのための不信任議決ということで理解をしてよろしいでしょうか。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) そのようになります。開かなかったということは、条例で議長の裁量により開かなくてもよいというところはどこにもありません。 したがって、これは条例を知りながら条例を破っているということで重大な問題であるというふうに考えてのことであります。
- ○河井勝久副議長 清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 申しおくれました、先ほどは貴重な時間すみませんでした。

実は冒頭にお話をしましたように、会派は別にして私個人で判断をするというふうに話したわけですが、そうしたこともあって、藤野議長に今後も開

かないのかという確認をいたしました。藤野議長は、話の中で最終的に6月 議会が終了したら開いてもいいという結論に至りました。

しかし、既に監査請求が出ているということを改めて知りました。したがって、監査請求が出ている今の時点で、審査会の開催というものはできないというふうに条例上なっています。したがって、今回の申請に対する審査会は 今後開かれないというふうに思います。

同時に、私この間のやりとりの文章をすべて読んで、条例とも照らし合わせをしました。先ほど藤野議長との中でもお話をしたのですが、藤野議長からの申請人に対する回答が開かないという理由づけが非常に弱いというのは私も感じました。そういう点があって、今からでも開ける条件があるのではないかということで確認をしたわけですけれども、他の係争中の問題、同種類の係争中の部分があった場合は、却下になるというふうなことが条例の中でうたわれています。

したがって、せっかくの話し合いだったのですが、開くという結論に至った わけですが、事実上開けないというふうになりました。

休憩中の内容は、そういう内容です。そのことだけは皆さんにお知らせを しておきたいというふうに思います。

中身の問題ですが、私も藤野議長とも話をしましたけれども、先ほど言ったように非常に審査会を開かないという理由づけが非常に弱いというふうには感じます。先ほどの趣旨説明の中にもあったように、少なくとも1番目の

定例会の会期中だという理由ですけれども、少なくとも監査請求が出される までは開ける条件があったというふうに思います。そのことは私もそういうふ うに感じます。

それから、4月の1日の意見書が藤野議長あてに出ているのですが、そのときに補正の部分も載っています。そういう面では補正をし、受け付けるということも十分可能だというふうに私も思います。

したがって、今回の意見書については、私は認めざるを得ないかなというふうに感じました。ただ、藤野議長の意思はそういう意思があったということだけはお伝えをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

2番、青柳賢治議員。

- ○2番(青柳賢治議員) 今出されました不信任の決議の案の議長の職務ということを川口議員はどのように認識していらっしゃるのか。それと、下から 2行目の嵐山町議会の権能を不全ならしめるということは、どういう訴えであるのか、これをお尋ねいたします。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 職務ですけれども、議会議長ですから、当然法、 条例、そういうものにのっとって職務を遂行するということが求められると。 同時に、中立性、これも私の提案理由の中にお話ししましたけれども、公正 指導の原則というのがあるのです。支持しようがしまいが、議員全員の代表

者である議長、中立的な立場で物事は進めていかないといけないというの が議長の職だというふうに思っております。法にのっとり、条例にのっとり、 そして中立的な立場で職務を遂行するというものであると思います。

それから、嵐山町議会の権能不全ならしめ、これは嵐山町で決めている ことがいいかげんになってしまうよと、平たく言えば、そういうふうに考えてつ くった文章です。

- ○河井勝久副議長 青柳賢治議員。
- ○2番(青柳賢治議員) そうすると、今議長の職務ということは、かなり中立とか、そういうことをおっしゃった。ただ、議長はそのほかに代表しているわけです、議会を。公務とか、そういうことに出席することも職務ということになるのでしょうね、いかがお考えですか。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) それは当然公務も職務として立派になると考えます。
- ○河井勝久副議長 青柳賢治議員。
- ○2番(青柳賢治議員) そうしますと、この間の藤野議長がいろいろと公務 のほうに出ていたことは確実でございます。その点を確認いたします、いか がですか、公務の出席等が滞りなかったということを確認していらっしゃいますか。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 確認はしていませんが、きちんと出ていただろうと は予想されます。おっしゃりたいのは何ですか、そういう公務が忙しいからこれは出せなくても支障がないということで。

[何事か言う人あり]

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

5番、吉場道雄議員。

- ○5番(吉場道雄議員) 今回の不信任決議(案)ですが、92条の2及び本条例8条違反の嫌疑に議長に審査請求したが、議長に無視されとあるが、川口議員に一つ教えてもらいたいのですけれども、3月に政治倫理条例の委員会を行いました。そのときの私会議録を見せてもらいました。正副会長、委員に対して審査請求の問題を議員みずからが直接電話したり、郵送したりしているのです。委員からこのような言葉が出ているのです。このようなことは問題があり、やめてくれと意見を述べておったり、また委員の一人がこのようなことをやられると無視することはできないといってあって、議員から圧力かけたことがここに書かれてあります。このようなことを議員がいますが、川口議員、あなたですか。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 郵送の件は、私と渋谷議員です、それは。これは、 圧力ということで考えると、どうしたらそういうことになるのかなと考えるので すけれども、何かを決めてくれと、例えば今回の場合、いい意見を出してく

れとか、そういうことでやれば、これは圧力としてなるかもしれないです。会議を、審査会を開いてほしいと、開いていないのだということのお知らせですから、何らそれはこちらの意図を持ってやった部分はありませんので、これは圧力というふうにはならないというふうに思うのです。

- ○河井勝久副議長 吉場道雄議員。
- ○5番(吉場道雄議員) 川口さんと渋谷議員で委員に郵送したわけですよね。また電話して、委員は、このようなことはやらないでくれということだったし、迷惑かかるということを言っているのです。それで、郵送された、電話されたので動かなくてはしようがないということで委員が言っているわけなのです。これは、議員の立場をして圧力かけたとしかないと思います。
- 一方では、議長に請求審査のお願いをして、一方では郵送したり電話を するようなことを議員がやっていいのでしょうか。これはちょっとおかしいと思 います。
- 一方で、議長に審査請求を出しますよね、その反対で正副会長に対して 郵送ですよ、同じような文を送ったり、電話をかけて、委員に迷惑かけてい るわけです。これは、議員の立場をして圧力をかけているしかないと思いま す。こんなような議員どう思いますか、これこそ倫理条例にひっかかるでは ないですか、おかしいよ、ちょっとこのやり方は。

[何事か言う人あり]

○5番(吉場道雄議員) でも、川口議員、これは確かに倫理条例違反だと

思います。議員の立場を利用して、委員に迷惑をかけているわけです。圧力をかけているわけです。ただ議員が電話するだけだって、これ圧力です。 それを実際にやっているわけですから、こんなことが通るようではしようがないと思います。

また、ちょっと不信任案の中にこう書いてあります。法令及び条例遵守義務を一般町民よりも強く求める立場の議員にとって、議会が町民から信頼を得て、公正、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的と、ここにさっきも中立な立場と言っていました。そのような中で、委員がこのようなことをして果たして信頼が得られるのでしょうか、私は信頼が得られないと思います。先ほどから川口議員は中立でなくてはだめだということを言っています。

そこで、お聞きしますが、このような中で、今回の行為に対して、公正、清 浄な審査会ができるのかお聞きします。また、このような行為をした議員を、 2人をどう思うか、共産党の立場で答えてください。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久副議長 静粛に。静粛に。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 圧力というのは、特定の意見を求めるような場合は圧力になるのだと思うのです。そうではなくて、審査会を開いていないから開く、私たちは要請したのですから、開くように、何かの機会をとらえてや

ってくれませんかということを申したので、決してこれは圧力にはならないというふうに思うのです。

それから、公正、清浄なことになる、私たちはそういう議員であるのかということなのですが、これは別にだから圧力をかけているわけではないですから、審査会を開いてほしいと、開くなとやっているのなら、これはむしろ圧力になるでしょうけれども、ならないというふうに思うのです。

吉場議員さんのご質問は、この条例で開かなくてもよいというのはどこにもないのに、それを擁護しているような質問に聞こえるのです。審査会を開かなくてもよいというお立場で私に質問しているわけですよね。むしろ私はそのほうが問題あるなと、条例にのっとって請求をしたものを握りつぶすということのその行為のほうが重大だと私は思っております。

- ○河井勝久副議長 吉場道雄議員。
- ○5番(吉場道雄議員) 考えの違いかもわからないですけれども、委員の中からこのような問題があり、やめてくれというふうに言っているのです。それで、郵送とかして、委員が動かなくてはしようがないということでそういうしているので問題であるということも言われているのです。全然川口さんと私たち見解が違うと思います。そういう中での委員会、これ開けると思いますか、お聞きします。
- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) やめてくれとか、やらないでくれとかというのを私聞

いていませんので、それで公正な審査会ができるかという観点では、仮に開いても別に問題はないというふうには思いますけれども。

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

第6番、柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 幾つか質問させていただきますけれども、まず今の質問、あるいは青柳議員の質問にもあったかと思うのですけれども、まず1点目は、この議案提案の中に、漫然と請求を無視しという言葉が入っています。漫然と請求を無視しということは、議長は何もやっていないということです。だけれども、何もやっていなくてではなくて、先ほどから川口議員だとかほかの方も説明していましたけれども、ちゃんと3月29日に回答しているのですよ。回答していることは何もしていないということではないのです、やっているのです。この言葉はどういう意味ですかというのをお聞きいたします。

そして、2つ目は、やはり後半の部分に、先ほどもやっぱりお話ありましたけれども、嵐山町議会の権能を不全ならしめ、ひいては議会の信用を著しく失墜させる行為であるとあります。これは物すごい表現です。議会の信用を著しく失墜させる、私は議長が、例えば酔っぱらい運転で交通事故をして、人身事故を起こしてしまった、あるいは議長の立場を利用して不正な行為をした、そういうことをやったならばこの言葉は当てはまると思うのです。余りにも表現が誇張ではないかなというふうに思われるわけです。その辺についてどう考えているのかお尋ねいたします。

それから、先ほどの吉場議員のことがもし本当だとすれば、この倫理条例5条に不正な影響力の行使の禁止とあります。議員は町の職員または町が資本金、その他これに準ずるものを出資し、または拠出している公益法人、もしくは指定管理者の役職員に対し、その権限または地位を利用することにより、利害誘導を行い、または公正な職務執行を妨げ、または妨げるような働きかけをしてはならないとあります。確かに倫理審査会にというのは書いていないのです。しかし、議員として、ここにあるとおり議員という権利を利用してそういうところへ働きかけてはだめなのです。その辺についてどういう考え方を持っているのかお尋ねいたします。

それから、法の解釈あるいは条例の解釈というのは吉場議員も言っていましたけれども、それぞれの立場あるいは考え方でいろいろな解釈のしようがあると思うのです。先ほど清水議員は少し足りないのではないかというようなことを言いましたけれども、私は後ほど討論のほうでまた申し上げたいと思うのですけれども、これは十分に出さないというふうに足るに十分だと思います。

ですから、その一つは回答書の中で、県庁の見解が出ていました。これは県庁では、違反とは言いがたいというような表現をしているのです。県庁の恐らくこれ行政課だと思うのですけれども、そういった専門の担当部署です、その担当部署がそういうことを言っているのですから、これは違法ではないのです。違法ではないのだったらば請求することはできないです。これ

は条例を見れば、先ほど川口議員条例ちょっと読んでいましたからわかる のですけれども、そういうことでこれは違法ではないのです。その辺につい てどう考えているかお尋ねいたします。

それから、もう一つ、プライバシーのことを言っていました。16条があるからプライバシーはいいのだ、何をやってもいいのだという解釈ですか。この請求書を見ると、明らかに個人名が出ています。あなたは、部落解放同盟の人ですよという指定が出ているのです。そういうプライバシーを保護しなくてもいいとこれ解釈しているのでしょうか。審査会から要求がないからしてもいいと、この 16条の解釈、どういう解釈しているのかお尋ねいたします。以上です。

- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) まず、漫然とという部分ですけれども、漫然と請求を無視しと、議長は仕事を立派にやっていたではないかという、こういうことなのでしょうけれども、この審査請求に係るこの問題に関しては漫然と請求を無視したと、そういうことでありますので、ほかの仕事を漫然として仕事をしていないようなことではないという、そういうことであります。

それから、表現がきついと、嵐山町議会の権能を不全ならしめ、ここの部分でしたか。 すみません、ちょっとよくメモしなかったので、どこでしたか。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) 後ほどちょっとでは、ちょっとよくわからなかったの

で、後ほどお願いします。

3番目、影響力。郵送して、私たちが郵送して利害誘導にこれはなるのではないかということなのですが、私たちは審査会を開いてほしいというものを出したわけです。審査会でこういう結果を望みますとか、そういうものを出したわけではありませんので、これは利益誘導には当たらないというふうに考えるわけです。

それから、県庁が違法でないということで言っているのだから、これは違法には当たらないのだと、上位がやっているのだからということなのですが、県庁が示したのは行政実例であるわけです。行政実例というのは、1999年の地方自治法の改正によって扱いが低くなったのです。先ほども助言とか勧告とかと、その程度のものにしかならないという扱いになったわけなのです。したがって、条例で決めている審査会で出た結論のほうが上位に当たるわけですので、これがあるからといって開かなくてもよいという理由にはならないということであります。

それから、プライバシーの問題ですが、プライバシーについては保護するようにということで、16条と本人の、審査会の守秘義務、これを、16条ですね、保護されるわけですね。これをきちんと守れば、私はプライバシーが勝手にひとり歩きはしないとは思っております。何かこれに、この条文の中に遺漏があれば、それは指摘していただいて、これ改正するしかないわけなのですが、現状ではこの条例は、しっかりプライバシーを守っているという

ことが言えるわけだというふうに考えています。ちょっと表現の問題で、どこのところか、聞いていただけますか。

○**河井勝久副議長** 柳議員に、先ほどの2問目の質問についてだけもう一度言っていただけますか。

○6番(柳 勝次議員) 最後のほうの文言ですね。嵐山町議会の機能不全ならしめ、ひいては、議会の信用を著しく失墜とありますよね。非常に、もうこの嵐山町議会はどうしようもないのだというような、そういうふうにこれはとれますよね。

例を出して、例えば議長が酔っぱらい運転で人身事故を起こしたとか、 あるいは議長の立場をして公金を使ったとか、そういうことではないのです よ、このことは。ですから、これほどオーバーさせる言葉ではないと思うので すけれども、その辺についてどう考えているのかという質問です。

○河井勝久副議長 川口議員。

○9番(川口浩史議員) 大変失礼いたしました。条例を知らないで守らないということは、我々もあるわけですけれども、条例を知っていて守らないということは、これは法治国家としての基本が成り立たなくなってくるわけですね。
条例法律というのを守らなくやるということになるとね。

今回の場合、議長の裁量によって開かなくてもよいというのはどこにもないわけです。逆を言えば、開かなくてはならないわけですね。これ、開かなければならないものを開かない。これ条例で決まっているわけです。法律で

決まっているわけですよね。それを守らないのですから、これは最大限の表現に値するというふうに思うのです。最大限の表現に値するから、不信任という最も重い決議を今求めているわけであります。

以上です。

- ○河井勝久副議長 柳勝次議員。
- ○6番(柳 勝次議員) 繰り返すようですけれども、漫然無視というのは何もしないことを言っているのですよ。そうではないですか。無視して、出てきても何もしないということを言っているのですよ。そういう表現ですよね。だけれども、先ほど言ったように、3月29日に回答出しているでしょう。何かしているのですよ。何で漫然無視になるのですか。その理由がよくわからないです。再度聞きます。

それから、圧力をかけていないとは言いますけれども、この審査会に出すのは、議長として出すべきですよ。それを個人的にいきなり審査会のほうの会長のほうへ郵送する。それが圧力をかけないで何になりますか。

〔何事か言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) 電話もしているという話ですよね。審査会はね、審査会の人たちも、そういうことは困ると先ほども話もありました。やはりそういうことをされることによって、おのずと圧力はかかるのですよ。そういう表現もしているようですよね。大体正常なルートをですよ、正常なルートを通さないで、そうやって勝手な行動をとっていいのかどうか、その辺についてどう思

うのですか。会議録。

それから、プライバシーの問題を、この 16 条に当てはめれば、何ですか、 守られるというのですか。請求者の一人はホームページに載せているので すよ。ホームページというのは、日本全国どこでも見られるのですよ。それ が何で守られるのですか。何を言って 16 条が当てはまるというのですか。 それについてお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 川口浩史議員。

[何事か言う人あり]

- ○河井勝久副議長 静粛に願います。
- ○9番(川口浩史議員) 回答書をいただいているのだから、漫然としてはいないのではないかという、こういうご質問ですけれども、回答書は、確かに回答書を書いただけは仕事をやりましたけれども、あれで開かなくてもよいような内容になっていないということなのですよね。開かなくてもよいというきちんとした論理立てができての文章であれば、こういう表現はないわけですけれども、残念ながらそういう表現にはなっていなかった。だから、表現きついですよね。それは、もう仕方ないですよ。開いていない以上は、こういう表現を使わざるを得ないということであります。

それから、審査会に直接やったのはまずいのではないかと。議長を通すべきではないかということなのですが、果たして、議長に持っていって、これ

をでは審査会の委員長に渡してくれということをやっても、恐らく議長はそれ を渡すことはないと思いますよ。

[何事か言う人あり]

○9番(川口浩史議員) 当然でしょう。これ開かないのが問題なのですから。 ですから、開いてもらうように要請をしたわけです。これは圧力にはなりませんよ。これは結論を求めているわけではなくて、審査会を開いていないので 開くようにしてくださいという内容のものでありますから、これは圧力とか利 書誘導とか、そういうものには当たらないということであります。

それから、プライバシーの問題で、ホームページにも載せているということでありますが、これは個人の問題ですから、これ個人の問題に対して私がどうのこうのということは言えません。条例で、私たちは請求したものの範囲の中では、プライバシーというのは立派に守られるというふうに私は認識しております。

- ○河井勝久副議長 柳勝次議員。
- ○6番(柳 勝次議員) 見解の相違だから議論するだけで終わるのではないかなと思うのですけれども、先ほど言ったように、私、討論の中でも述べたいと思いますけれども、漫然の無視か、何ですか、漫然無視という言葉が、回答はもらっているけれども、それが違反ではないではない、いずれにしてももらっているけれども、それは何もしていないという、そういう解釈ですよね。だから、どう川口さんがそういうふうに考えるのか、今でもよく理解でき

ませんですね。

もう一度言いますけれども、漫然無視というのは、何もしないことなのですよ。もらっても知らんぷりしているという。そういうことでしょう。そうではないのですよ。3月29日にちゃんと回答出しているのですよ。だから、それが漫然無視というのはどういう意味なのかわからない。再度聞きます。

論理立てにちゃんとすれば、私は漫然無視ということを言わなかったと言いましたよね。ちゃんと論理立てしているのですよ、議長は。回答しているでしょう。回答の中で、これは全然問題ないのだというような解釈をしているのですよ。それで、そういう回答しているのですから、論理立てにちゃんとのっとった中で行動とっているのですから、漫然無視だなんていうことはあり得ない。

それから、その郵送の話ですけれども、それではあれですか。川口議員は、もし今後そういうことが起きた場合に、議長を通さないで、どんどん、どんどん個人的に審査会のほうへ、会長なり委員に出してもいいということを認めるわけですね。圧力をかけるかけないの問題ではないですよ、それは。どう考えているかお聞きいたします。

それから、プライバシーが、個人の問題だから私は知りませんということはないでしょう、一緒に出した人ですよ。一緒に2人で出した内容ですよ。それを片方がやったから、私は責任はありません。そういうことはあり得ないでしょう。どう考えているのですか。

- ○河井勝久副議長 川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 漫然と無視ということは、回答になっていない、開かない理由になっていないからなのですよ。それは回答を書いたから、もうちゃんと仕事をしているではないかという、そういうお話のようですけれども、あれは内容的に不十分であるということで、こういう書き方をしているわけですよ。

理由の中でも説明しましたけれども、開かないとは書いていないわけですね。ところが、今日に至るも開いていない。これは厳然たる事実ですから、これ回答書をもって何かしているというふうには言えないというふうに思うわけです。

それから、委員、会長に直接出すことを認めるのかということでありますが、今回の件は、条例上どうしても開かなければならないわけですね。握り つぶすということは許されないわけですよ。それをやっているわけですよ。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) どの条例にも当てはまらないのですよ。この条例にひっかかるのではないかと。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) だから、おっしゃってくれれば、あっ、そうですかという部分があるのでしょうけれども、そういう質問が一つもないわけですね。
回答書でもそうです。握りつぶすという条項はどこにもないわけですから、こ

れはいたし方ないことであって、今後もそうかということでは、このような場合が発生すれば、それはするかもしれませんが。

[何事か言う人あり]

○9番(川口浩史議員) これ開かないで、結論を求めているわけではありませんからね。開いてくれ、開かないので開くようにしてくださいということでやっているわけですから、これは別に問題はないというふうに思います。

それから、プライバシーの問題、一緒に出していてということなのですが、ホームページは一緒につくっているわけではありません。私は、全く関与していない部分でありますし、渋谷議員のホームページを見てもおりませんので、どういうのが載っているかというのは私は承知していませんので、それ以上、私としては答えのしようがないということであります。

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○河井勝久副議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。反対ですね。

1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 議長のご指名がございましたので、反対の立場から反対討論をさせていただきます。

次の3点の理由から反対するものです。まず1点目は、嵐山町議会政治 倫理審査会への審査請求については、議長あて提出のみならず、川越記 者クラブでの記者発表を行うなど、行き過ぎた糾弾的な姿勢は問題であります。しかも、自分たちの主張を強めるための強権的な手法は到底理解ができません。

続いて2つ目です。本案提出理由とほほ同趣旨のもとで、去る5月6日付、 岩澤町長に対し、藤野議長の報酬2日分の返還を求める住民監査請求が 提出されている。しかも、この件でも川越記者クラブで記者発表を行ってい ること。

3点目ですが、藤野幹男議長は、審査請求書及び申し入れ書について、 請求議員に対し、さっき言葉が、漫然と請求を無視し現在に至っているとあ りましたが、去る3月29日、回答書を届けている。その中で、嵐山町議会議 員政治倫理審査会に審査を求めていない理由を述べていること。

以上3点をかんがみ、反対討論にいたします。(拍手)

- ○河井勝久副議長 ほかに反対の方、おりますか。賛成の方、おりますか。 賛成ですか。3番、金丸友章議員。
- ○3番(金丸友章議員) 3番議員の金丸友章です。藤野議長の不信任決 議案に賛成をいたします。

先ほど、清水議員から藤野議長の審査会への届け出の旨、お聞きいたしました。私も藤野議長に審査会への届け出をお願いをしたという立場にありまして、不信任決議案の賛成、非常に複雑な思いでございますけれども、次の理由を持ちまして不信任決議案に賛成をいたします。

まず、嵐山町議会議員政治倫理条例の 14 条3項違反についてでありますが、14 条3項では、審査請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならないと指摘しております。議長が審査を求めないことにつき、その理由を適用性を記した同条ただし書き、別に定める場合、すなわち、同条施行規則 12 条4項の別に定める場合に、規定する却下に該当する事由があるかでございますけれども、先ほどの提案説明の中にありましたように、適法要件、形式要件とも満たしていると考えております。

また、議長が請求者の督促に対して通知をしました審査を求めていない 理由の回答書の項目の中にも、12条4項の別に定める場合に関する主張 はありませんでした。したがって、議長が審査会に審査を求めないことに理 由はなく、違法と判断せざるを得ません。

また、その違法性を阻却する超法規的な違法阻却理由の存在があるかでございますけれども、議会議員政治倫理条例という重要条例の規定を覆さねばならないほどの理由は、残念ながらうかがわれません。

以上の理由によりまして、議長の行為は議会議員政治倫理条例の規定に反するものと考え、不信任決議案に賛成をいたします。(拍手)

○河井勝久副議長 ほかにございますか。賛成ですか、反対ですか。

[「反対」と言う人あり]

- ○河井勝久副議長 第2番議員、青柳賢治議員。
- ○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。藤野幹男議長の不信任

決議案に、次の理由により反対します。

地方自治法 104 条には、普通地方公共団体の議会の議長は、議場の 秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理するとあります。さらに、議 会を代表するとあります。藤野議長は、粛々と公務の行事などへの出席も 含め、議長の職務を遂行されております。本請求に対しましても3月29日で 回答されており、藤野議長の職務放棄などとはとても言えるものではありま せん。

議会に嵐山町議会議員政治倫理審査会が設置されている現条例において、町政の共同運営者としての役割を持つ議会を代表する議長が、熟慮し、慎重に精査された対応は、議長として賢明な職務を遂行されたことの何物でもありません。

以上をもって、私は藤野幹男議長の不信任決議案に対して反対いたします。(拍手)

○河井勝久副議長 ほかにございますか。賛成ですか。

〔「賛成討論です」と言う人あり〕

- ○河井勝久副議長 10番、清水正之議員。
- ○10 **番(清水正之議員)** 私は、今回の議長の不信任決議に対して賛成をいたします。

今さまざまな意見が述べられました。しかし、私は、昨日、すべてのやり とりの文章も拝見をいたしました。同時に、それに条例に照らしてどうあるべ きかということも行ってきました。そういう点からすると、やはり正当な手続で 出したものは、やはり審査会にかけるべきだというふうに思います。

また、文章の中に不備があるとすれば、それは補正をしてやり直すという方法をとるべきだったというふうに思います。

冒頭に、先ほど私藤野議長との話もしましたけれども、議長そのものは、 やはり話の中で審査会にかけてもいいという判断をしたと。それが私とのや りとりの中での本心ではなかったかなというふうにも思います。

同時に、この議会がこの問題に対してきちっとした議会対応ができなかった。このことが、私は今の時点を招いたというふうに思います。そういう点では、私自身の責任もあるかとは思います。やはり議会の中で議論すること、そのことは十分果たしていくべきではありますが、それぞれの議員の信頼関係がなかったら、嵐山町議会は成り立っていかないというふうに思います。 我々一人一人が住民から負託され、議会に臨んでいる中で、どう要求を実現していくかは、この議会の中の13人が背負っていることです。その13人の信頼なくして嵐山町の議会というものはあり得ないというふうに思います。

私は、そういう観点からも、この問題、ここまで発展した部分については、 その部分が多いというふうに思います。ただ、不信任を出すこと時点まで至った議会の責任も私はあるというふうに思います。

今回の議長不信任については、私はやはり審査会を開いて、審査会の 意見で問題を解決をする。このことが一番よかったのではないかというふう に思います。

したがって、今回の議長不信任については、その部分が欠けていたということを指摘をして賛成討論といたします。(拍手)

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

5番、吉場道雄議員。賛成ですか、反対ですか。

[「反対です」と言う人あり]

- ○河井勝久副議長 はい、反対です。
- ○5番(吉場道雄議員) 5番議員、吉場道雄、議長の指名がありましたので、藤野幹男議長の不信任決議案について反対討論をします。

嵐山町議会議員政治倫理条例に基づき、松本議員に関する地方自治 法 92 条の2及び本条例8条違反の嫌疑につき、議長に審査請求をしたが、 無視されたということだが、先月、3月 31 日に政治倫理審査会が行われ、 そのときの会議録を見ると、審査会の正副会長、委員に対して、審査請求 議員が審査請求の問題を直接電話したり、郵送したりして、委員は、このよ うなことは問題があり、やめてくれと意見を述べている。

また、委員の一人は、このようなことをやられると無視するわけにはいかないと言っており、議員が圧力をかけていることがわかる。議員がその職を利用して委員に圧力をかけることは、議員が絶対やってはいけないし、あってはならない行為であります。

不信任決議の中にありますが、法令及び条例の遵守義務を一般町民よ

りも強く求める立場にある議員にとって、議会が町民から信頼を得て、公正、 清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とあるが、議員が委員に 対し圧力かけての審査会は、公正、清浄とはとても言えず、公正、公平な立 場であるべき審査会を大きく損なうものであります。したがって、このような 状況下の中では、請求に対する審査会を開くべきではありません。

また、議長への審査請求の申し入れについても、3月29日に2人の請求議員に回答しています。内容としても、公正である議長としての判断で回答しており、議長職の適格を欠くことは絶対にありません。

以上、今回の不信任決議案は、請求者が審査会に直接電話するや、書類を郵送して審査委員に圧力をかけていること。そして議長判断で回答書を請求者に送付していることから、議長の不信任決議に当たらないことを強く述べ反対討論といたします。(拍手)

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

反対ですか。6番、柳勝次議員。

○**6番(柳 勝次議員)** 私は、藤野幹男議長の不信任決議案について反対 の立場から討論するものであります。

まず、今回提出された議長不信任決議案は、余りにも幼稚で、何をもって不信任するのか、まことに不明確であります。

以下に、その理由を2点ばかり述べていきます。

まず第1点目ですが、議案の6行目、議長は、審査会への審査を要求さ

れるも、漫然と請求を無視し現在に至っているとありますが、請求を無視することは何もしなかったことになるわけですから、先日のことになるわけですが、先日の全員協議会で、一連の資料が配付され、どのような経過で現在に至っているかは理解できます。それらの資料によれば、3月29日に議長名で、審査会に審査請求をしない理由書を2名の請求者に対し送付していますから、漫然と無視して何もしていないことはあり得ないわけで、何をとらえて漫然と無視と判断したのか、理解に苦しむところであります。

そして、2点目ですが、提案の最後のほうに、議長は、議会代表者としての職務放棄行為は、本条例に反するばかりでなく、嵐山町議会の機能不全ならしめ、ひいては議会の信用を著しく失墜させる行為とありますが、前述したように、職務放棄行為は一切なく、この表現はまことに不適切であります。

また、議会の機能不全ならしめ、議会の信用を著しく失墜させたとあるが、 正当な理由を持って審査会に審査請求をしなかった行為が、なぜ議会の機 能不全ならしめ、議会の信用を著しく失墜させたのか、全くもって理解できな い。余りにも誇張の表現であり、事の事象に対して言葉の表現力を欠いて いると言わざるを得ません。

以上2点にわたって述べましたが、これだけでも議案に対しての反対理 由は十分なものですが、今回、私は、議長が審査会に審査請求をしない理 由について、当事者はもちろん、あらゆる関係者、あるいは第三者などを通 じて私なりに調査してみました。

その結果については、3月29日に議長から請求者に送られた回答書のとおりなのですが、法律や条例の解釈、判断は個人の立場や考え方で大きく変わります。最終的には、裁判で結論が出るのではないかと思われます。そういった意味を含めて、私は議案反対の立場から、審査請求をしない理由を3点について述べていきます。

まず第1点目ですが、回答書の中で、県庁の市町村行政課の見解では、必ずしも違法とは言いがたいとの回答がなされております。県のこうした法的な問題を担当している専門部署の回答ですから正しい判断であると思われます。嵐山町議会議員政治倫理条例規則第 12 条第2項は、審査請求が条例第 14 条第1項または第2項に規定する行為に係るものではなく却下するときとあります。そして、条例第 14 条第1項または第2項は、条例や法令に違反したときに請求、審査請求ができるとあります。

前述したように、違反していませんから、規則第 12 条2項により請求するに当たらない判断とできるものであります。

そして、第2点目ですが、審査請求をしない理由の回答書の中でプライバシーの問題が述べられていました。請求書の中では、個人名を挙げ、あなたは部落解放同盟に加盟している人ですよと、明らかにわかる表現をなされておりました。個人名を挙げられた人は、家族は、自分が同和地区の人であることを知らないし、知らせてもいない。今後どういう展開になるか、非

常に心配であると大変悩んでいると聞いております。

催促書の中で個人名を削除したい旨の要求がありましたが、この時点では、請求者のホームページや新聞の記者会見で既に公表されてあり、ここで削除しても何ら削除した意味をなさないものであり、このことはプライバシー保護の観点から重大な問題に発展する可能性があります。

以上の点から、このことに関しては、規則第 12 条第1項、審査請求が不 適法で却下するときに、この項目に該当するものであります。

続いて、3点目ですが、今回の審査請求の内容を見ますと、どう客観的に判断しても同和地区への偏見としか思えないものである。数百年からなる同和対策の同和問題の歴史、特に戦後、国の同和対策の歴史を理解していれば、そして同和対策法があらゆる人権を保護する人権保護法となった経過を理解すれば、現在の状況がどのような状況下にあるかを理解できるものであります。

その視点から、今回の請求内容を見ると、明らかに同和地区への偏見から発想されたものであり、公平性に大きく欠けるものと言える。したがって、この意味からも、規則第 12 条第1項、審査請求が不適法で却下するときに該当し、請求するに当たらないと公正な議長判断で送らないものであります。

以上、申し述べたように、議長不信任決議にしては、その理由が余りにも乏しいものであり、議長不信任に該当する内容は何もないと判断できます。

したがって、私は藤野議長不信任決議案に断固反対し反対討論といたし

ます。(拍手)

○河井勝久副議長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○河井勝久副議長 討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号 藤野幹男議長の不信任決議案の件を 採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○河井勝久副議長 起立少数。

よって本案は否決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 4時12分

再 開 午後 4時32分

[副議長、議長と交代]

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第 15、閉会中の継続調査の申し出についての件を 議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○**藤野幹男議長** これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 22 年第2回定 例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月3日に開会をされまして、6月9日の本日まで7日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜りまして、提案いたしました平成22年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

また、固定資産評価委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、深 く感謝を申し上げる次第であります。議案審査並びに一般質問を通じまして ご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する 所存でございます。

梅雨入りも間近となりました。議員各位におかれましては、健康にご留意 をいただきまして、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまし て、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からあいさつを申し上げます。

平成22年第2回定例会も、本日をもって閉会となりますが、6月3日から

本日までの7日間、議員の皆様には熱心な、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第2回定例会が無事閉会できますこと、まことにありがとうございました。

また、町長をはじめとする執行機関の皆様には、審議の間、常に懇切丁 寧なる説明なり、答弁をいただき、そのご努力に対しましても深く敬意を表 するものであります。

提出された議案は、報告、専決、人事、条例、予算、その他3件で合計 13件でありましたが、すべて原案どおり可決されました。議員提出議案は1件提出され、否決となっております。一般質問は9名が登壇され、当面する 町の諸問題に対して幅広く活発なる論議が展開されました。

まだ経済情勢先行き不透明な景気が続く中、昨日は、鳩山から菅内閣が発足いたしました。町も税収の落ち込みがある中、町民のために苦しい予算の中ではありますが、町民へのサービスを低下させることがなく、今後とも努力されることを希望するものであります。

結びに執行の皆様、議員の皆様には、梅雨入りも間近に迫っております。 健康に留意されまして、ますますのご活躍をご切念申し上げ、閉会に当たっ てのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして平成 22 年嵐山町議会第2回定例会を

閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 4時37分)